

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

那須塩原市全体及び各地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）の令和8年3月1日現在の人口・世帯数は表 3.2-1 に示すとおりである。

那須塩原市全体の人口は114,755人、世帯数は53,221世帯、本事業が立地する塩原地区の人口は6,406人、世帯数は3,194世帯となっている。

また、表 3.2-2 に示した人口及び世帯数の推移をみると、人口については全ての地区で年々減少している一方、世帯数については全ての地区で年々増加しているため、世帯あたり人数は那須塩原市全体で減少傾向を示している。

表 3.2-1 人口・世帯数

市区	人口（人）					世帯数
	総数	男	外国人男	女	外国人女	
黒磯地区	60,325	29,952	827	30,373	692	27,838
西那須野地区	48,024	24,175	774	23,849	670	22,189
塩原地区	6,406	3,196	84	3,210	137	3,194
那須塩原市全体	114,755	57,323	1,685	57,432	1,499	53,221

出典：「那須塩原市 地区別人口総括表」（那須塩原市、令和8年3月1日現在）より作成

表 3.2-2 人口・世帯数の推移

市区	年次	人口		世帯数		世帯あたり人数	
		実数 (人)	増減 (%)	実数 (世帯)	増減 (%)	実数 (人/世帯)	増減 (%)
黒磯地区	令和4年	61,074	100.00	26,711	100.00	2.29	100.00
	令和5年	60,973	99.83	27,071	101.35	2.25	98.51
	令和6年	60,636	99.28	27,370	102.47	2.22	96.89
	令和7年	60,511	99.08	27,689	103.66	2.19	95.58
	令和8年	60,325	98.77	27,838	104.22	2.17	94.77
西那須野地区	令和4年	48,980	100.00	21,515	100.00	2.28	100.00
	令和5年	48,845	99.72	21,759	101.13	2.24	98.61
	令和6年	48,709	99.45	21,975	102.14	2.22	97.37
	令和7年	48,415	98.85	22,247	103.40	2.18	95.59
	令和8年	48,024	98.05	22,189	103.13	2.16	95.07
塩原地区	令和4年	6,708	100.00	3,082	100.00	2.18	100.00
	令和5年	6,598	98.36	3,083	100.03	2.14	98.33
	令和6年	6,495	96.82	3,113	101.01	2.09	95.86
	令和7年	6,446	96.09	3,179	103.15	2.03	93.16
	令和8年	6,406	95.50	3,194	103.63	2.01	92.15
那須塩原市 全体	令和4年	116,762	100.00	51,308	100.00	2.28	100.00
	令和5年	116,416	99.70	51,913	101.18	2.24	98.54
	令和6年	115,840	99.21	52,458	102.24	2.21	97.04
	令和7年	115,372	98.81	53,115	103.52	2.17	95.45
	令和8年	114,755	98.28	53,221	103.73	2.16	94.75

注)令和4年～令和7年は4月1日現在、令和8年は3月1日現在の数値。

出典：「那須塩原市 地区別人口総括表」（那須塩原市、令和8年3月1日現在）より作成

2) 産業

(1) 産業別就業人口

那須塩原市の産業別就業者数及び産業分類構成比は表 3.2-3 に示すとおりである。

那須塩原市の令和 2 年における全就業者数は 57,158 人、そのうち第 1 次産業が 3,604 人(6.58%)、第 2 次産業が 17,507 人(31.96%)、第 3 次産業が 33,669 人(61.46%)、分類不能の産業が 2,378 人となっており、第 3 次産業が主体の産業構成となっている。産業別では、「卸売業、小売業」が 7,654 人(13.97%)と最も多くなっており、次いで「医療福祉」が 6,420 人(11.72%)となっている。平成 27 年から令和 2 年にかけての構成比の変化は、第 1 次産業が 0.27 ポイントの減少、第 2 次産業が 0.17 ポイントの減少、第 3 次産業が 0.44 ポイントの増加となっており、第 3 次産業の占める割合が微増している。

表 3.2-3 那須塩原市の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）		平成 27 年		令和 2 年	
		就業者数 (人)	構成比※ (%)	就業者数 (人)	構成比※ (%)
第 1 次 産業	農業	3,800	6.66	3,474	6.34
	林業	99	0.17	121	0.22
	漁業	13	0.02	9	0.02
	計	3,912	6.85	3,604	6.58
第 2 次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	41	0.07	30	0.05
	建設業	4,648	8.14	4,222	7.71
	製造業	13,655	23.92	13,255	24.20
	計	18,344	32.13	17,507	31.96
第 3 次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	281	0.49	217	0.40
	情報通信業	458	0.80	459	0.84
	運輸業、郵便業	2,105	3.69	2,078	3.79
	卸売業、小売業	7,876	13.80	7,654	13.97
	金融業、保険業	844	1.48	729	1.33
	不動産業、物品賃貸業	786	1.38	681	1.24
	学術研究、専門・技術サービス業	1,454	2.55	1,457	2.66
	宿泊業、飲食サービス業	4,917	8.61	4,296	7.84
	生活関連サービス業、娯楽業	2,788	4.88	2,511	4.58
	教育、学習支援業	2,501	4.38	2,487	4.54
	医療、福祉	5,840	10.23	6,420	11.72
	複合サービス事業	467	0.82	480	0.88
	サービス業（他に分類されないもの）	2,893	5.07	2,608	4.76
	公務（他に分類されるものを除く）	1,626	2.85	1,592	2.91
計	34,836	61.02	33,669	61.46	
—	分類不能の産業	2,777	—	2,378	—
総数		59,869	—	57,158	—
総数から「分類不能の産業」を除いた数		57,092	100	54,780	100

※ 総数から「分類不能の産業」を除いた数（第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者数の合計）を分母とした。

出典：「平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計 産業(大分類)、男女別 15 歳以上就業者数及び産業別割合 — 全国、都道府県、市区町村」、「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計 産業(大分類)別就業者数及び平均年齢(15 歳以上就業者) — 全国、都道府県、市区町村」(総務省統計局 HP、閲覧：令和 8 年 3 月)より作成

(2) 生産品目、生産量及び生産額

① 農業

令和5年における那須塩原市及び栃木県の農業産出額は表3.2-4のとおりである。同年における農業産出合計は、那須塩原市は504億円であり、栃木県全体(2,959億円)に占める割合は17.0%であった。

那須塩原市における農作物の中で最も産出額が多い品目は共に米であり、その次に多い品目は野菜であった。

那須塩原市における畜産の中で最も産出額が多い品目は乳用牛であり、次に多い品目は鶏であった。

表 3.2-4 農業産出額（令和5年）

単位：億円

那須塩原市	農業産出額	耕種計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物	
	504 (17.0%)	耕種計	94.6	44.7	1.1	0.2	0.3	0.7	36.5	2.1	×	0	×
畜産計			肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物		加工農産物				
409.3		37.3	237.6	20.6	113.7	0		-					
栃木県全体	農業産出額	耕種計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物	
	2,959 (100%)	耕種計	1,586	586	50	6	5	10	745	89	74	2	19
		畜産計		肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物		加工農産物			
	1,367	251	472	279	363	3		7					

注1 那須塩原市の値は、推計値である。

注2 「-」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

注3 ()内の数値は、栃木県全体に占める割合を示す。

出典：「令和5年生産農業所得統計 表番号3 都道府県別農業産出額及び生産農業所得」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和7年3月25日更新）

「令和5年市町村別農業生産額（推計）栃木県」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和7年3月25日更新）より作成

②林業

令和2年における那須塩原市及び栃木県の所有形態別林野面積は表 3.2-5 のとおりである。那須塩原市における林野面積合計は 37,253ha であり、栃木県全体の林野面積 (339,113ha) に占める割合は 11.0%であった。

表 3.2-5 所有形態別林野面積 (令和2年)

単位: ha

地域	合計	国有林			民有林			
		計	林野庁	林野庁以外の官庁	計	独立行政法人等	公有	私有
那須塩原市	37,253 (11.0%)	23,743	23,735	8	13,510	239	2,169	11,102
栃木県全体	339,113 (100%)	118,663	118,520	143	220,450	5,690	22,186	192,574

注1 「-」は事実のないものを示す。

注2 () 内の数値は、栃木県全体に占める割合を示す。

出典: 「2020年農林業センサス 確報 第1巻 都道府県別統計書 09 栃木県」(政府統計の総合窓口 e-Stat、閲覧:令和8年3月) より作成

③漁業

令和6年における内水面漁業の魚種別生産量は表 3.2-6 のとおりである。栃木県全体の内水面漁獲量のうち、アユの漁獲量がほとんどの割合を占めている。

表 3.2-6 栃木県の内水面漁業漁獲量 (令和6年)

魚種	漁獲量 (トン)	割合 (%)
サケ類	0	0
サクラマス	0	0
その他のサケ・マス類	0	0
アユ	176	97.8
コイ	3	1.7
ウグイ・オイカワ	0	0
ウナギ	0	0
その他の魚類	0	0
その他の水産動植物	0	0
合計	180	100

注1 「0」は単位に満たないものを示す。

出典: 「海面漁業生産統計調査 (令和6年) 内水面漁業漁獲量 (全国・都道府県別)」
(政府統計の総合窓口 e-Stat、令和7年2月27日更新) より作成

④工業

令和6年の那須塩原市及び栃木県の事業所数、従業者数及び2024年の製造品出荷額等は、表3.2-7のとおりである。那須塩原市における製造品出荷額等の合計は、約3,476億9千万円であり、栃木県全体（約9兆8,895億円）に占める割合は約3.5%であった。

表 3.2-7 工業の状況（地域別統計表）（令和6年）

地域	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
那須塩原市	237 (4.9%)	9,903 (5.0%)	34,769,348 (3.5%)
栃木県全体	4,857 (100%)	197,935 (100%)	988,954,349 (100%)

注1 事業所数、従業者数については令和6(2024)年6月1日現在、製造品出荷額等については令和5(2023)年1月～令和5(2023)年12月の実績により調査している。

注2 製造業事業所調査においては、個人経営を含まない集計結果である。

出典：「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和7年12月25日更新）より作成

⑤商業

令和3年の那須塩原市及び栃木県の事業所数、従業者及び年間商品販売額は、表3.2-8のとおりである。年間商品販売額の合計は、那須塩原市が約2467億円であり、栃木県全体（約5兆1,667億円）に占める割合は約4.8%であった。

表 3.2-8 商業の状況（卸・小売業）（令和3年）

地域	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
那須塩原市	1,122 (6.8%)	8,796 (6.5%)	246,664 (4.8%)
栃木県全体	16,614 (100%)	135,955 (100%)	5,166,655 (100%)

注1 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。

注2 従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注3 個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額を含まない。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査（事業所に関する集計）」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和7年12月25日更新）より作成

3.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用状況

那須塩原市の地目別面積の推移は表 3.2-9 に示すとおりである。

那須塩原市の総面積は 592.74 km² であり、地目別面積ではその他が 337.12 km² と最も多く市域の約 57% を占め、次いで山林 82.13 km² (13.9%)、田 65.77 km² (11.1%)、畑 37.63 km² (6.3%) となっている。令和 2 年からの経年変化をみると、雑種地及びその他が微増、宅地や山林等がやや減少している。

表 3.2-9 那須塩原市の地目別面積の推移

各年 1 月 1 日現在(単位: km²)

年次	総地積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
令和 2 年	592.74	66.09	37.91	35.99	1.07	86.18	1.66	5.01	25.09	333.74
令和 3 年	592.74	65.99	37.68	32.64	1.08	85.78	1.66	4.98	25.59	337.34
令和 4 年	592.74	65.86	37.59	36.50	1.08	85.23	1.66	4.97	26.07	333.78
令和 5 年	592.74	65.80	37.54	36.93	1.08	85.00	1.66	4.99	25.93	333.82
令和 6 年	592.74	65.77	37.63	33.98	1.07	82.13	1.66	4.82	28.57	337.12
構成比 (令和 6 年)	100.0	11.1	6.3	5.7	0.2	13.9	0.3	0.8	4.8	56.9

出典:「那須塩原市統計書(令和 6(2024)年版) 1 土地・気象 1-3 地目別面積の推移」(那須塩原市 HP、閲覧: 令和 8 年 3 月) より作成

2) 土地利用計画

事業実施想定区域及びその周囲には、「国土利用計画法」(昭和 49 年 6 月 25 日 法律第 92 号) に基づく土地利用基本計画が定められている。

森林地域は「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号) により地域森林計画や保安林等が定められ、農業地域は「農地法」(昭和 27 年 7 月 15 日 法律第 229 号) により農地保全の観点から転用に一定の配慮が求められる地域となっている。

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-1、森林地域は図 3.2-2、農業地域は、図 3.2-3 に示すとおりである。

都市地域及び農業地域の一部が事業実施想定区域に指定されているが、森林地域は隣接するが指定されていない。

3) 都市計画区域

那須塩原市は、一部山沿いを除く那須塩原市全域が都市計画区域に指定されており、事業実施想定区域も都市計画区域内に位置している。

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号) に基づく用途地域の指定はない。

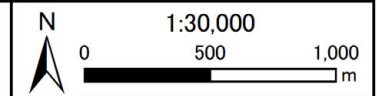
なお、那須塩原市の都市計画区域は、「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分はなく、「非線引き」の都市計画区域となっている。



凡例

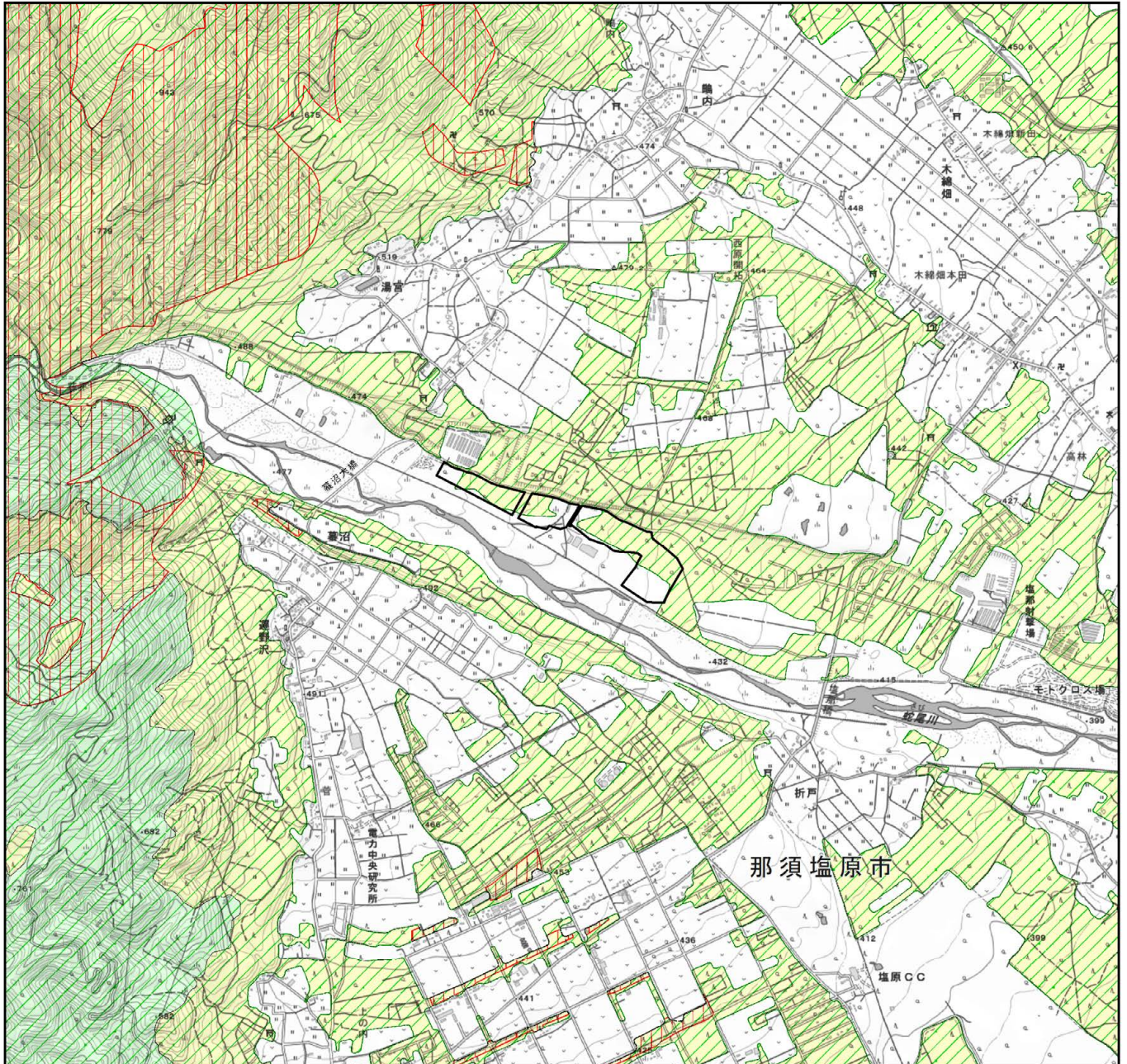
事業実施想定区域

都市地域



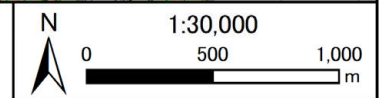
出典:「国土数値情報 都市地域データ」(国土交通省 HP、閲覧:令和 8 年 3 月)より作成

図 3.2-1 土地利用基本計画図(都市地域)



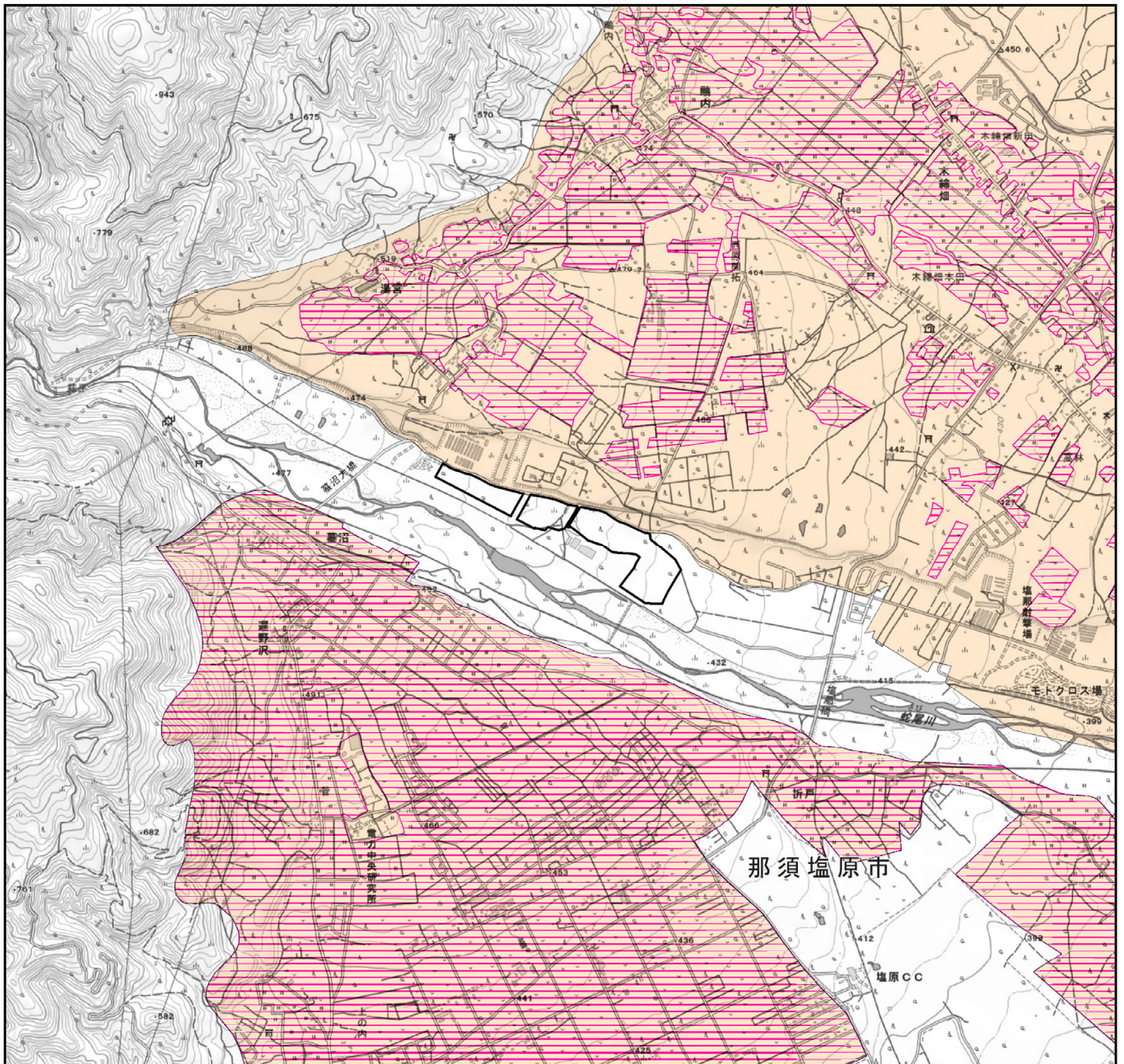
凡例

- 事業実施想定区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林



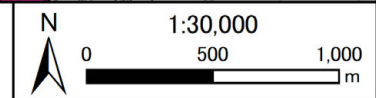
出典：「国土数値情報 森林地域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

図 3.2-2 土地利用基本計画図（森林地域）



凡例

- 事業実施想定区域
- 農用地区域
- 農業地域



出典：「国土数値情報 農業地域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）

4) 周辺開発計画

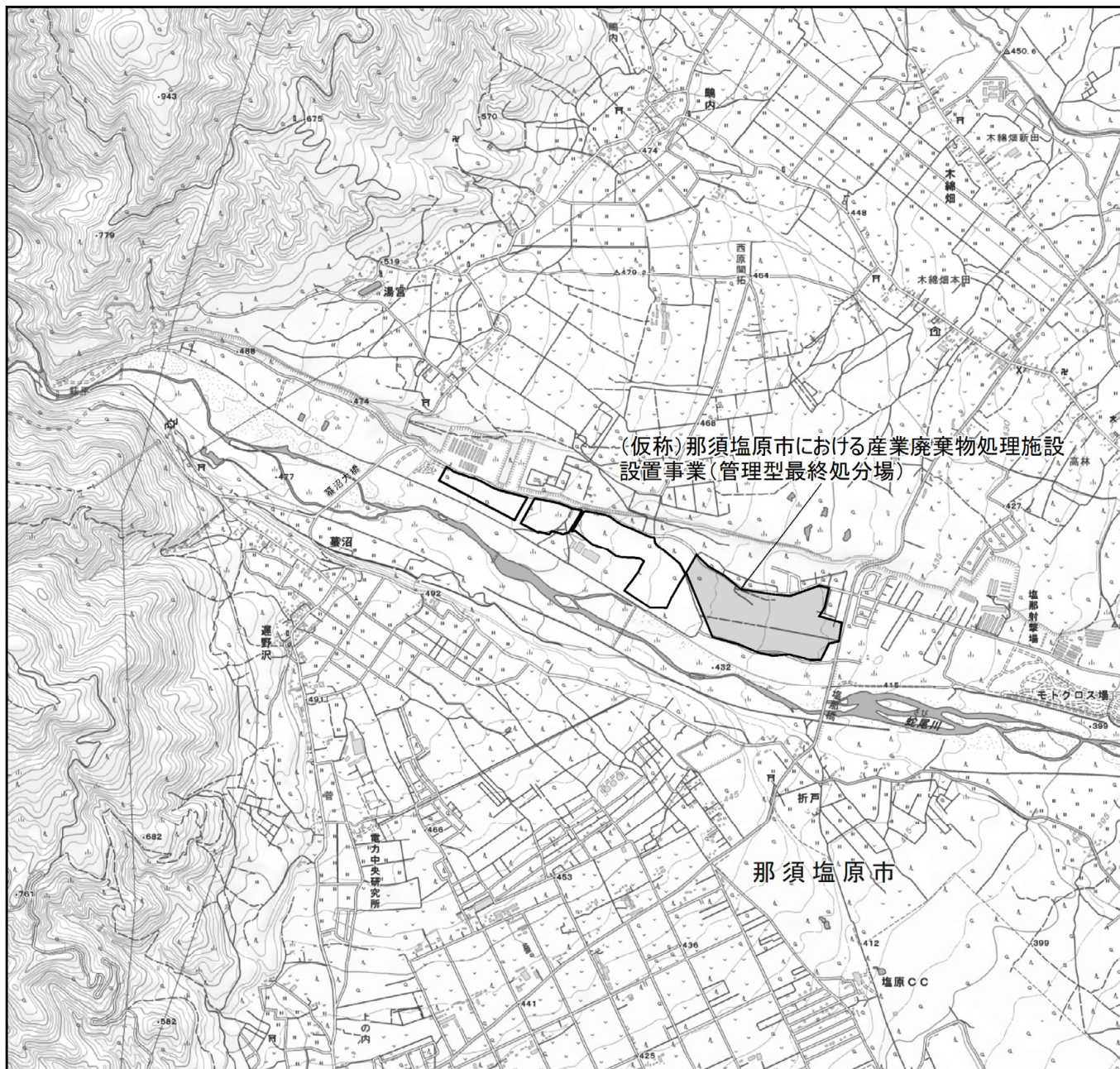
事業実施想定区域及びその周囲における環境影響評価手続き中の開発事業は表 3.2-10 及び図 3.2-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域に隣接する計画となっている。

表 3.2-10 計画地周辺の開発計画

番号	状況	項目	内容
1	方法書手続き終了	事業名称	(仮称) 那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業 (管理型最終処分場)
		種別	県条例アセス (普通地域)
		事業者の名称	株式会社ミダックホールディングス
		事業の種類	産業廃棄物最終処分場 (管理型)
		事業の規模	延べ面積 198,503 平方メートル
		事業の位置	栃木県那須塩原市折戸字中島 312-1 外 19 筆
		工事着手予定日	2028 年 1 月
		工事竣工予定日	2031 年 12 月
		埋立開始予定	2032 年 1 月
		埋立終了予定	2045 年 3 月

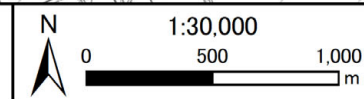
出典：「(仮称) 那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業 (管理型最終処分場) に係る環境影響評価 方法書」 (令和 7 年 8 月、株式会社ミダックホールディングス) より作成



凡例

□ 事業実施想定区域

■ 開発計画



出典：「(仮称) 那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業 (管理型最終処分場) に係る環境影響評価 方法書」
(令和7年8月、株式会社ミダックホールディングス) より作成

図 3.2-4 周辺開発計画位置図

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 水利権の設定及び利水の状況

那須塩原市は、令和3年度末時点で21の水源があり、県営北那須水道用水供給事業（以下「北那須水道」という。）から浄水の供給を受けている。水源種別は、表流水、伏流水（ともに河川水）、地下水（浅井戸、深井戸）及び湧水と多岐にわたる。

また、専用水道が16箇所存在し、原水の種類も北那須水道と同様に表流水、伏流水、地下水（浅井戸、深井戸）及び湧水と多岐にわたる。

事業実施想定区域及びその周囲における水源施設を表3.2-11に、専用水道を表3.2-12に、水道施設を表3.2-13に、水道施設及び給水区域を図3.2-5に示す。

なお、麁沼浄水場は令和3(2021)年4月に運用を休止している。

表 3.2-11 事業実施想定区域及びその周囲における水源施設

水源名称	種別	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	浄水場	計画浄水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水道供給先
黒磯地区					
北那須水道	浄水受水	7,534	穴沢浄水場	1,382	嶋内、西山地区高林の各一部、湯宮、クリーンセンター、木綿畑本田
関谷地区					
関谷水源	湧水	50	-	-	関谷地区
北那須水道	浄水受水	1,346	-	-	
折接地区					
北那須水道	浄水受水	219	-	-	折戸・横林系、千本松系

出典：「那須塩原市水道事業基本計画」（令和4年3月改定、那須塩原市）より作成

表 3.2-12 事業実施想定区域及びその周囲における専用水道

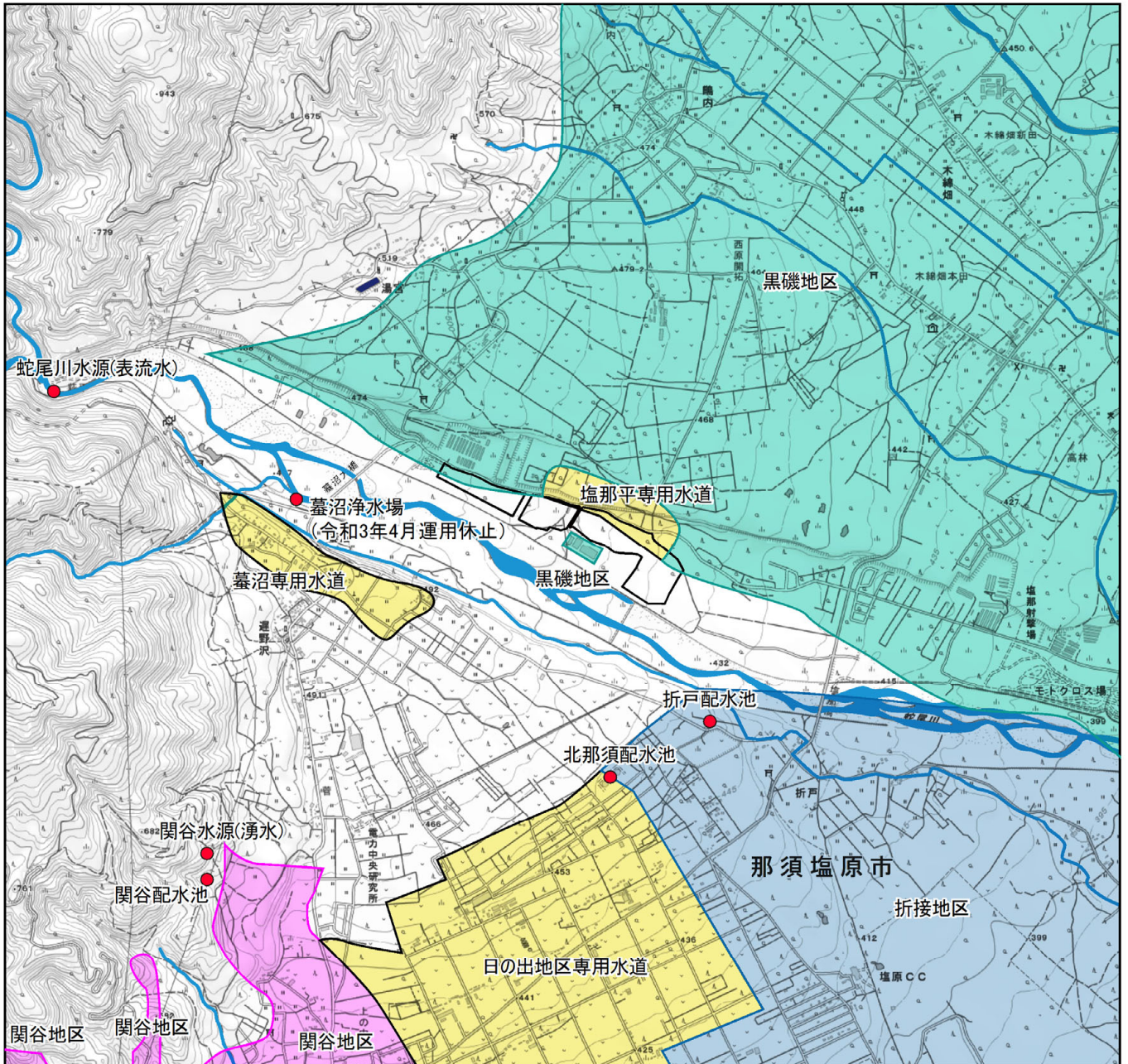
設置者名又は施設名称	現在 給水人口	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	原水の種別	浄水方法
塩那平専用水道	3	198	深井戸	消毒のみ
日の出地区専用水道	167	518	表流水	簡易ろ過・消毒のみ
麁沼専用水道組合	65	88	伏流水	緩速ろ過

出典：「栃木の水道 令和5(2023)年度版」（令和7年5月発行、栃木県県土整備部上下水道科）より作成

表 3.2-13 事業実施想定区域及びその周囲における水道施設

区分	施設名称	容量 (m^3)	原水の種別	浄水方法
水源施設	蛇尾川水源	-	表流水	-
	関谷水源	-	湧水	-
浄水施設	麁沼浄水場 (令和3年4月より休止中)	-	-	急速ろ過
配水施設	折戸配水池	740	-	-
	北那須配水池	850	-	-
	関谷配水池	91	-	-

出典：「水道施設位置図」（那須塩原市 HP、閲覧:令和8年3月）より作成



凡例

事業実施想定区域

水道施設

河川

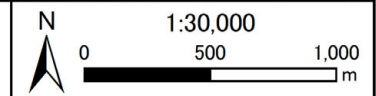
給水区域

黒磯地区

折接地区

関谷地区

専用水道



出典：「那須塩原市水道事業基本計画」（令和4年3月改定、那須塩原市）、「水道施設位置図」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.2-5 水道施設及び給水地区位置図

2) 水道の普及状況

(1) 上水道の状況

那須塩原市における上水道の普及状況は表 3.2-14 に示すとおりである。

令和 7 年 3 月 31 日現在の給水区域内普及率(人口)は 98.60%となっている。

表 3.2-14 上水道の普及状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

給水区域内人口(人)	給水人口(人)	給水区域内普及率(人口)(%)	配水量		有収水量	
			総量(m ³ /年)	日平均(m ³ /日)	総量(m ³ /年)	日平均(m ³ /日)
114,199	112,596	98.60	15,546,275	42,593	12,243,806	33,545

出典：「令和 7(2025)年度那須塩原市の水道・下水道」(令和 7 年 11 月 19 日更新、那須塩原市上下水道部管理課)より作成

(2) 下水道の状況

那須塩原市における下水道の普及状況は表 3.2-15 に示すとおりである。

令和 6 年 3 月 31 日現在の生活排水処理人口普及率は 80.6%、公共下水道の普及率は 58.9%となっている。いずれも栃木県全体の普及率の値をやや下回っている。

表 3.2-15 下水道の普及状況(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地域	生活排水処理			
	人口普及率(%)	公共下水道(%)	農業集落排水施設(%)	合併処理浄化槽(%)
那須塩原市	80.6	58.9	1.1	20.5
栃木県全体	89.9	69.7	3.9	16.3

出典：「令和 7 年度版とちぎの下水道」(令和 7 年 4 月 1 日更新、栃木県)

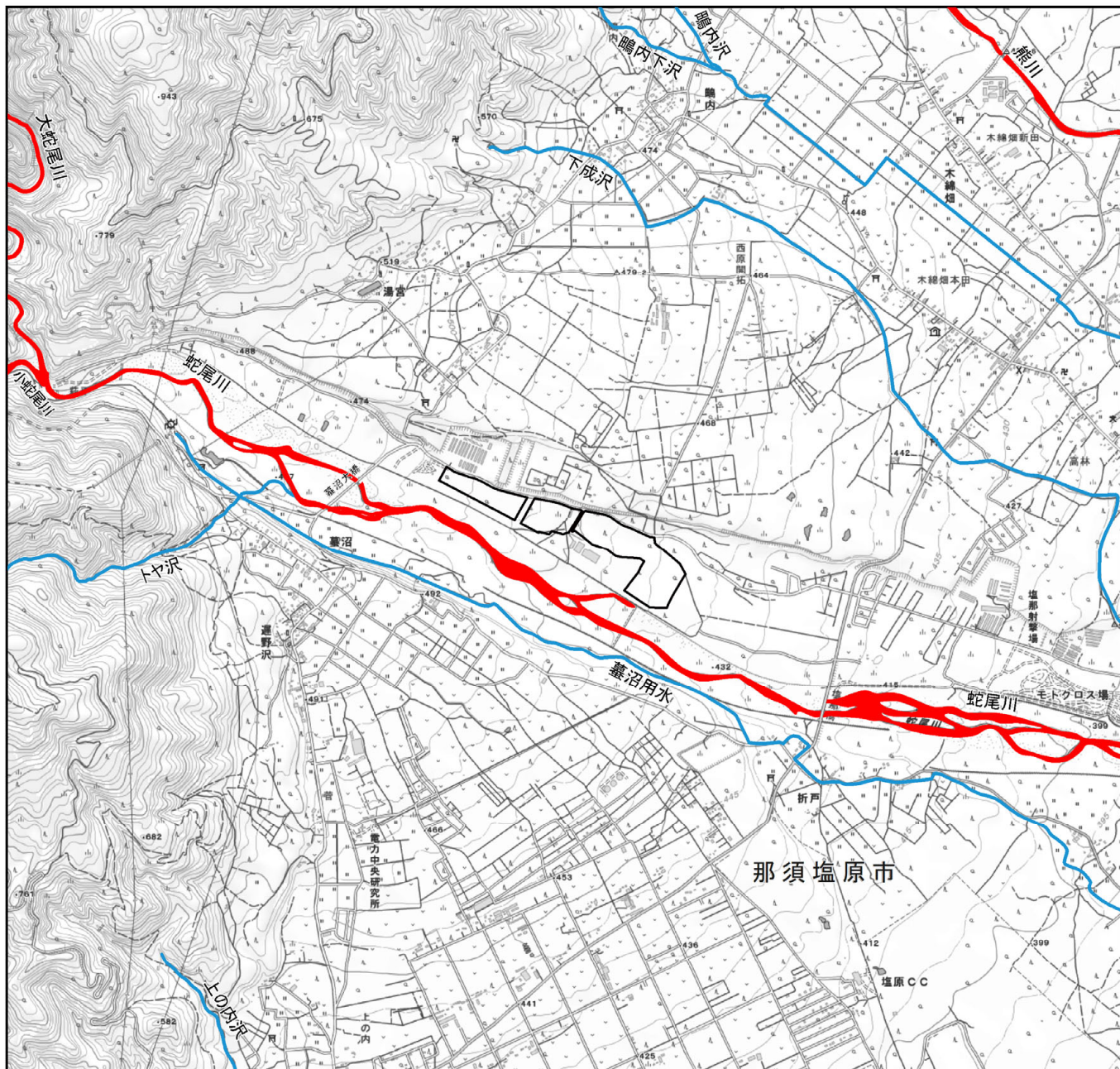
3) 漁業権の設定状況

「漁業権免許状況一覧」(栃木県農政部農村振興課、令和 6 年 4 月 1 日現在)によると、事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業の状況は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会が漁業権者として設定され、漁場に含まれる河川は、蛇尾川、大蛇尾川、小蛇尾川、熊川が該当する。内水面漁業権の設定状況は表 3.2-16 及び図 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-16 漁業権の設定状況(内水面漁業)

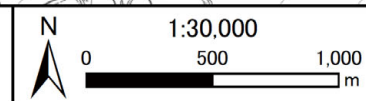
免許番号	漁業権者の名称	事業実施想定区域及びその周囲における漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間
内共第 1 号	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	蛇尾川、熊川、大蛇尾川、小蛇尾川	第 5 種共同漁業	さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ、かじか、かに	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6(2024)年 1 月 1 日から令和 15(2033)年 12 月 31 日まで

出典：「漁業権免許状況一覧」(令和 6 年 4 月 1 日現在、栃木県農政部農村振興課)より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 漁業権の設定河川
- 河川



出典：「漁業権免許状況一覧」（令和6年4月1日現在、栃木県農政部農村振興課）より作成

図 3.2-6 漁業権の設定状況

3.2.4 社会資本整備等

1) 交通

(1) 道路

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路は、一般県道の折戸西那須野線、主要地方道の矢板那須線、大田原高林線がある。

各路線における令和3年度道路交通センサスの交通量は、表 3.2-17 及び図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-17 主な道路の交通量（令和3年度）

番号	種別	路線名	交通量調査観測地点	平日					
				12時間交通量(台/12h)			24時間交通量(台/日)		
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般県道	折戸西那須野線	那須塩原市接骨木地内	2,503	338	2,841	3,012	454	3,466
2	主要地方道	矢板那須線	那須塩原市箭坪347-1	3,785	644	4,429	4,787	882	5,669
3		大田原高林線	那須塩原市高林1160-2	1,714	211	1,925	2,059	290	2,349

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(2) 鉄道

那須塩原市内の鉄道には、東北本線及びJR宇都宮線が存在する。

事業実施想定区域及びその周囲には鉄道はないが、那須塩原市内における鉄道各駅の乗車人数を表 3.2-18 に示した。

表 3.2-18 那須塩原市内の駅における乗車人数の推移（一日平均乗車人数）

単位：千人

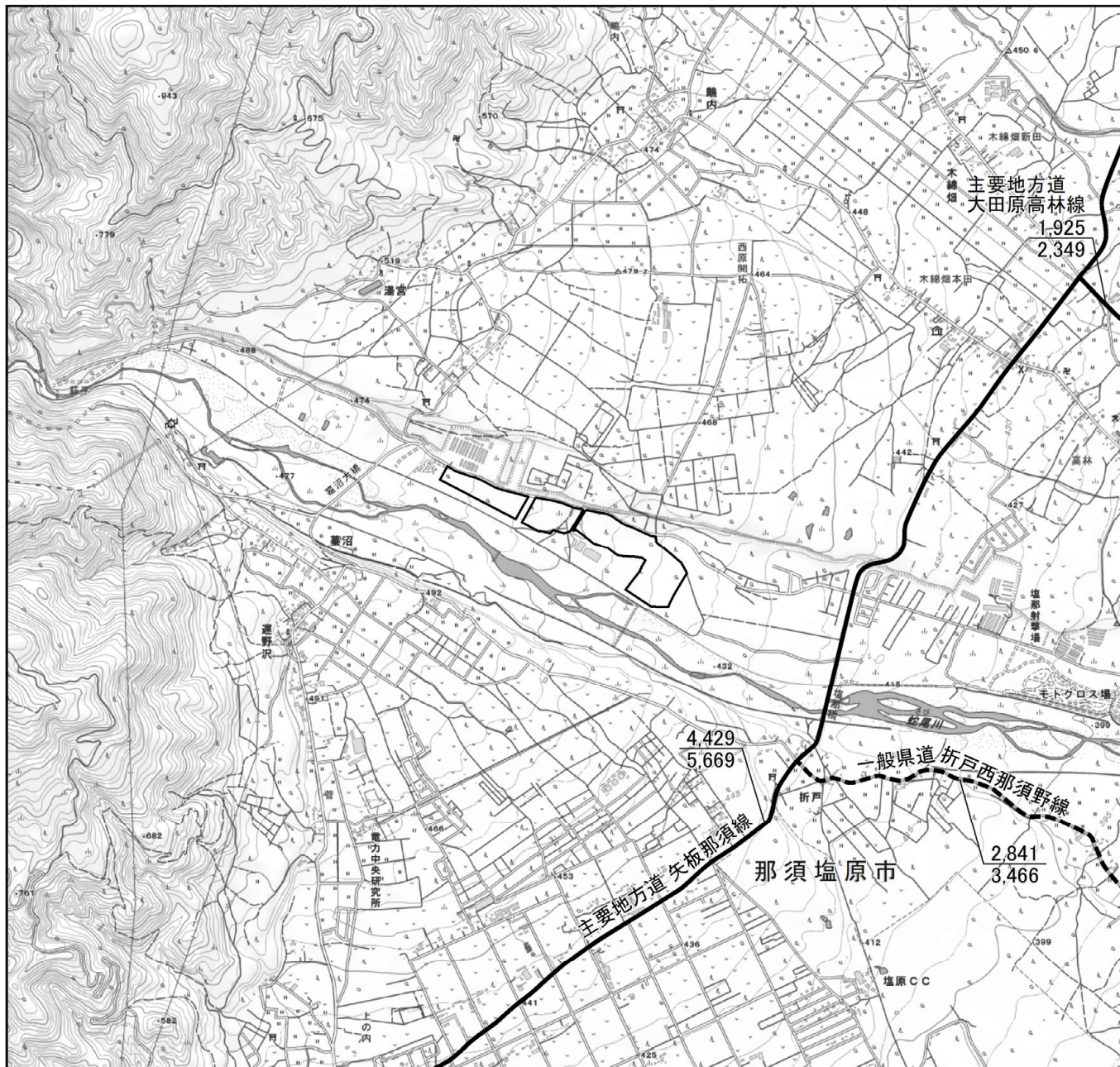
年次	黒磯駅				那須塩原駅				西那須野駅			
	乗車人数			1日平均乗車人数	乗車人数			1日平均乗車人数	乗車人数			1日平均乗車人数
	総数	普通	定期		総数	普通	定期		総数	普通	定期	
平成29年	868	231	637	2.38	1,908	1,063	845	5.23	1,362	335	1,027	3.73
平成30年	853	220	633	2.34	1,946	1,096	850	5.33	1,379	341	1,038	3.78
令和元年	847	214	633	2.32	1,937	1,061	876	5.31	1,369	333	1,036	3.75
令和2年	704	128	576	1.93	1,156	476	680	3.17	1,104	185	919	3.02
令和3年	739	158	581	2.02	1,342	621	721	3.68	1,147	218	929	3.14

注 JR宇都宮線の一日平均乗車人数は年間乗車人数からの換算値

出典：「那須塩原市統計書（令和6(2024)年版）8 運輸・通信 8-1JR宇都宮線市内各駅旅客乗車人員数」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年3月）より作成

(3) 海上交通

事業実施想定区域及びその周囲において、港湾等の海上交通は存在しない。



凡例

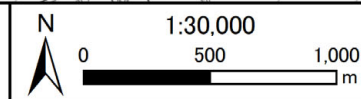
□ 事業実施想定区域

— 主要地方道

- - - 一般県道

12 時間交通量
 24 時間交通量

※ 図中の数字は上段が12時間(7時～19時)、下段が24時間(7時～翌7時)の交通量を示す。



出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省HP、閲覧：令和8年3月)より作成

図 3.2-7 交通量調査地点図

2) 廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物

那須塩原市及び栃木県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-19 に示すとおりである。令和 5 年度における一般廃棄物排出量は、那須塩原市で 38,777t、栃木県全体では 607,181t となっている。リサイクル率は那須塩原市で 9.56%、栃木県では 15.01%となっている。

事業実施想定区域及びその周囲における一般廃棄物処理業許可業者は表 3.2-20 及び図 3.2-8 に示した。

なお、那須塩原クリーンセンターが事業実施想定区域に隣接する。

表 3.2-19 一般廃棄物の処理状況（令和 5 年度）

地域	総排出量 (t)	処理量(t)				最終処分量 (t)	リサイクル 率 (%)
		直接焼却	直接 最終処分	その他	直接 資源化量		
那須塩原市	38,777	33,086	0	1,657	1,431	4,439	9.56
栃木県全体	607,181	497,109	0	55,957	22,398	55,678	15.01

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 栃木県集計結果」（令和 7 年 3 月 27 日、環境省）より作成

表 3.2-20 一般廃棄物処理業許可業者

種別	名称	住所	備考
一般廃棄物	那須塩原クリーンセンター	躰沼 593 番地	中間処理
	エルエス工業 株式会社	高林 307-5	中間処理、最終処分
	有限会社 秀栄	関谷 1576	中間処理

出典：「とちぎの廃棄物 令和 5 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
「那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者一覧」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

(2) 産業廃棄物

栃木県における産業廃棄物の種別処理状況は表 3.2-21 に示すとおりである。

令和 5 年度における栃木県の産業廃棄物排出量は、約 732 万 t と推計され、ここから農業、鉱業を除いた産業廃棄物の排出量約 353 万 t のうち、再生利用量は約 180 万 t、減量化量は約 165 万 t、最終処分量は約 7.7 万 t と推計される。

なお、事業実施想定区域及びその周囲を含む那須塩原市には、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場は存在しない。

事業実施想定区域及びその周囲における産業廃棄物処理業者は表 3.2-22 及び図 3.2-8 に示した。

表 3.2-21 産業廃棄物の種別処理状況（農業・鉱業を除く）（令和 5 年度）

（単位：千 t・%）

種別	再生利用量		減量化量		最終処分量		その他量		排出量
		割合		割合		割合		割合	
汚泥	172	10.2	1,507	89.4	7	0.4	0	0	1,686
がれき類	745	98.2	0	0	13	1.7	0	0	759
鉱さい	222	97.5	6	2.4	0	0.1	0	0	228
木くず	129	94.3	6	4.3	2	1.5	0	0	137
廃プラスチック類	109	70.4	35	22.2	11	7.3	0	0	155
ガラス陶磁器くず	145	93.6	0	0	10	6.4	0	0	155
金属くず	42	95.6	0	0	2	4.4	0	0	44
その他	233	63.8	101	27.7	31	8.4	0	0	365
合計	1,798	51.0	1,654	46.9	77	2.2	0	0	3,529

注 1. ()内は前年度の値を示す。

注 2. 各項目で四捨五入しているため、合計と内容は必ずしも一致しない。

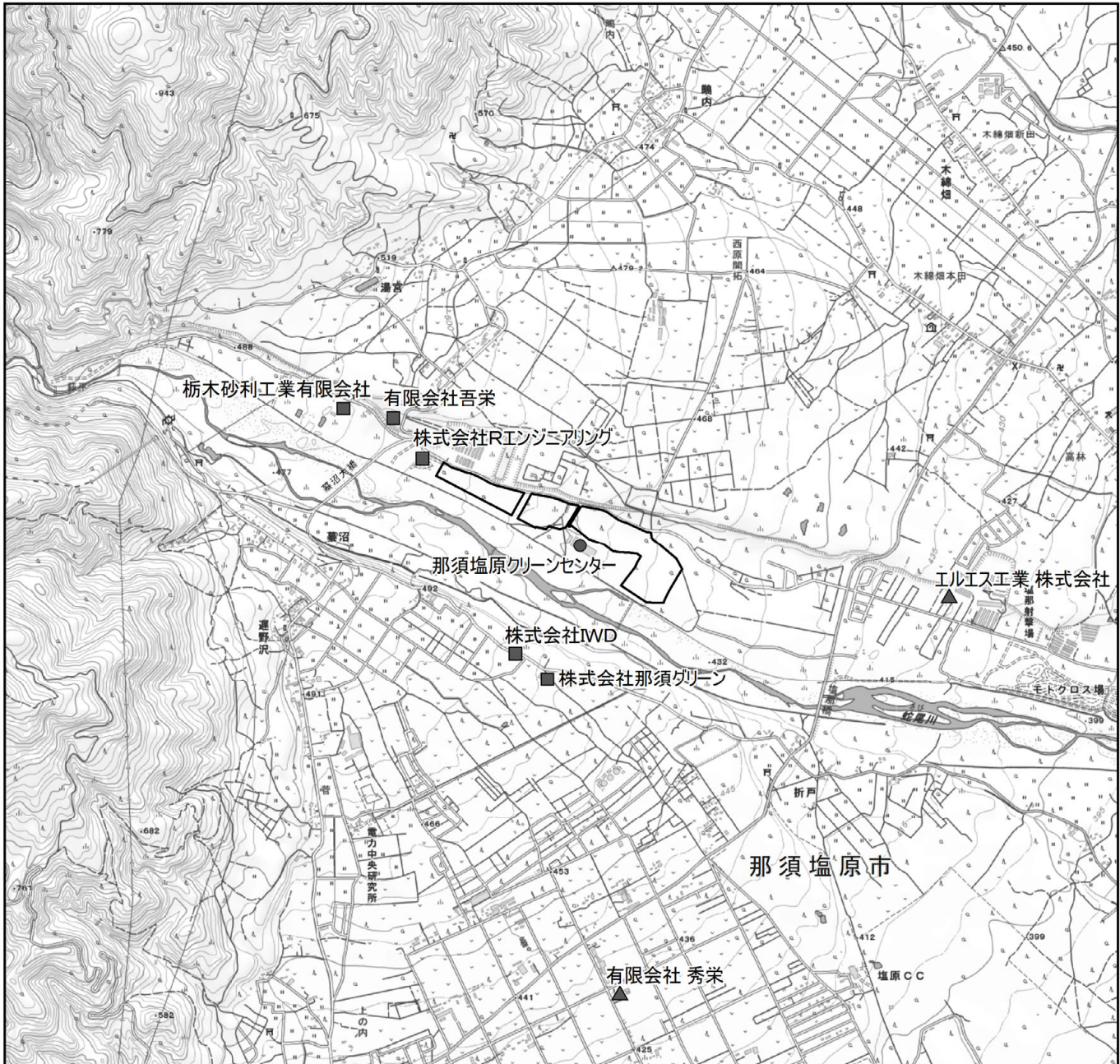
注 3. 空欄の項目は廃棄物が発生していないこと、「0」の項目は 500 t 未満であることを示す。

出典：「とちぎの廃棄物 令和 5 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）より作成

表 3.2-22 産業廃棄物処理業者

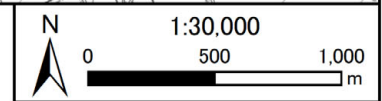
種別	名称	住所	備考
産業廃棄物	株式会社 R エンジニアリング	躰沼字蛇尾川向 609 番 2	中間処理
	株式会社 IWD	躰沼字下原 13 番 7、8	中間処理
	有限会社吾栄	湯宮字下ノ林 17 番 1 外 2 筆	最終処分
	栃木砂利工業有限公司	躰沼字蛇尾川向 619 番 1 他	中間処理
	株式会社那須グリーン	躰沼字原山 9 番 27	中間処理

出典：「とちぎの廃棄物 令和 5 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
「栃木県 産業廃棄物処理業者名簿」（栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 一般廃棄物処理施設
- 一般廃棄物処理業許可業者
- 産業廃棄物処理業者



出典：「とちぎの廃棄物 令和5年度版」（令和7年4月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
 「那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者一覧」（那須塩原市HP）、「栃木県 産業廃棄物処理業者名簿」（栃木県HP）、
 （閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.2-8 廃棄物処理施設位置図

3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

1) 学校及び社会福祉施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲における学校及び社会福祉施設の配慮が特に必要な施設は表 3.2-23 に、位置は図 3.2-9 に示すとおりである。

配慮が特に必要な施設は、事業実施想定区域の北東側約 1.2km に子育て施設の「創造の森」（小規模保育施設）、「創造の森」（認可外保育所）が立地している。また、北東約 2km に高林小学校及び社会福祉施設 6 施設が立地している。

表 3.2-23 配慮が特に必要な施設

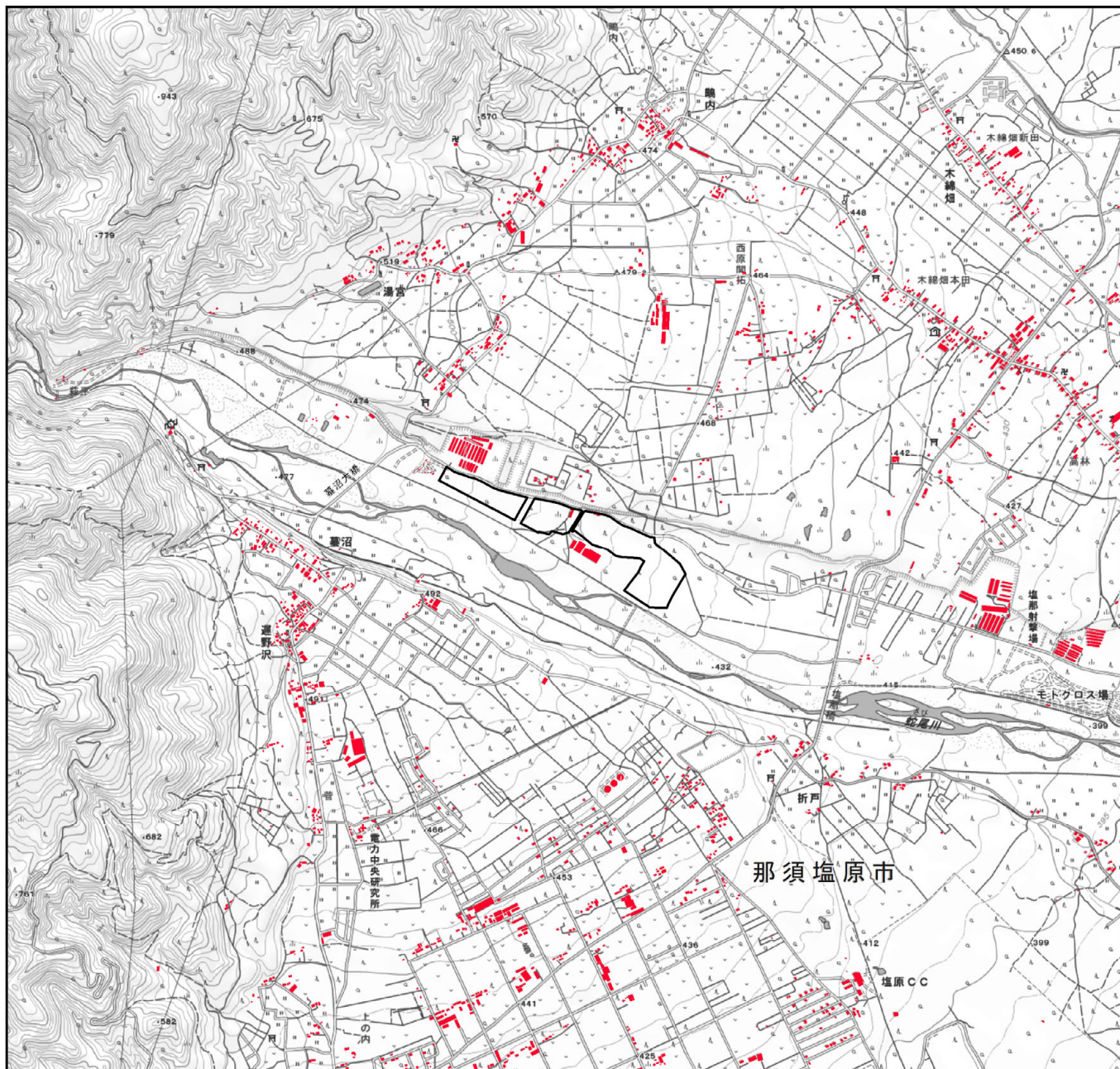
分類	名称	住所	備考
学校	高林小学校	高林 483	公立小学校
社会福祉施設	居宅介護支援事業所つばきハウス	木綿畑 529-2	居宅介護支援
	特別養護老人ホームつばきハウス	木綿畑 529-2	短期入所生活介護
	老人デイサービスセンターつばきハウス	木綿畑 529-2	通所介護、特養
	ケアステーションたかばやし	高林 476-1	通所介護
	子育て施設 創造の森	高林 326	小規模保育施設
	創造の森	高林 326	認可外保育施設
放課後児童クラブ	高林あさひクラブ	高林 455	公設民営
	高林おひさまクラブ	高林 455	公設民営

出典：「那須塩原市 子育てガイドブック 2025 年」（那須塩原市、閲覧：令和 8 年 3 月）、
「那須塩原市介護保険事業所一覧」（令和 8 年 1 月 1 日現在、那須塩原市）より作成

2) 住宅の配置の状況

事業実施想定区域及びその周囲における住宅の状況は図 3.2-10 に示すとおりである。

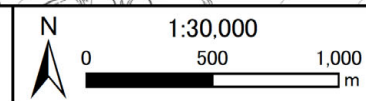
また、事業実施想定区域に最も近い住宅は、事業実施想定区域の北側約 400m の湯宮地区に存在する。



凡例

事業実施想定区域

住宅



出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（建築物の外周線）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

図 3.2-10 住宅の配置状況

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

① 自然公園

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」(昭和32年6月1日 法律第161号)により指定された国立公園は、表3.2-24及び図3.2-11に示すとおりである。事業実施想定区域西側的那須連山が「日光国立公園」の「塩原地域」の指定範囲となっている。また、北側の一部が「第3種特別地域」に指定されている。なお、事業実施想定区域は日光国立公園に含まれていない。

表 3.2-24 国立公園の概要

単位：ha

名称	地種区分	特別地域				普通地域	公園面積
		特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
日光国立公園	那須甲子・塩原地域	28	1,454	13,258	7,941	16,521	39,202
	日光地域	1,159	7,246	20,836	4,313	42,152	75,706
	合計	1,187	8,700	34,094	12,254	58,673	114,908

出典：「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和7(2025)年度)」(令和7年11月1日現在、栃木県)

「鳥獣保護区の指定」(平成27年10月22日、栃木県告示第492号)より作成

② 自然環境保全地域等

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日 法律第85号)により指定された自然環境保全地域は存在しない。また、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」(昭和49年3月30日 栃木県条例第5号)により指定された県指定自然環境保全地域は存在しない。

③ 重要里地里山

事業実施想定区域及びその周囲には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」の「那須野ヶ原」が指定されている。「那須野ヶ原」の指定状況は図3.2-11に示すとおりである。

④鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）により指定された鳥獣保護区は表 3.2-25 及び図 3.2-11 に示すとおりである。事業実施想定区域の南西側に塩原ダム鳥獣保護区、南東側が千本松鳥獣保護区の指定範囲となっている。なお、事業実施想定区域は鳥獣保護区に含まれていない。

表 3.2-25 鳥獣保護区の概要

名称	存続期限	所在地	面積
塩原ダム	令和10年10月31日	那須塩原市	430ha
千本松	令和16年10月31日	那須塩原市	836ha

出典：「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和7(2025)年度)」(令和7年11月1日現在、栃木県)
「鳥獣保護区の指定」(平成27年10月22日、栃木県告示第492号)より作成

⑤風致地区

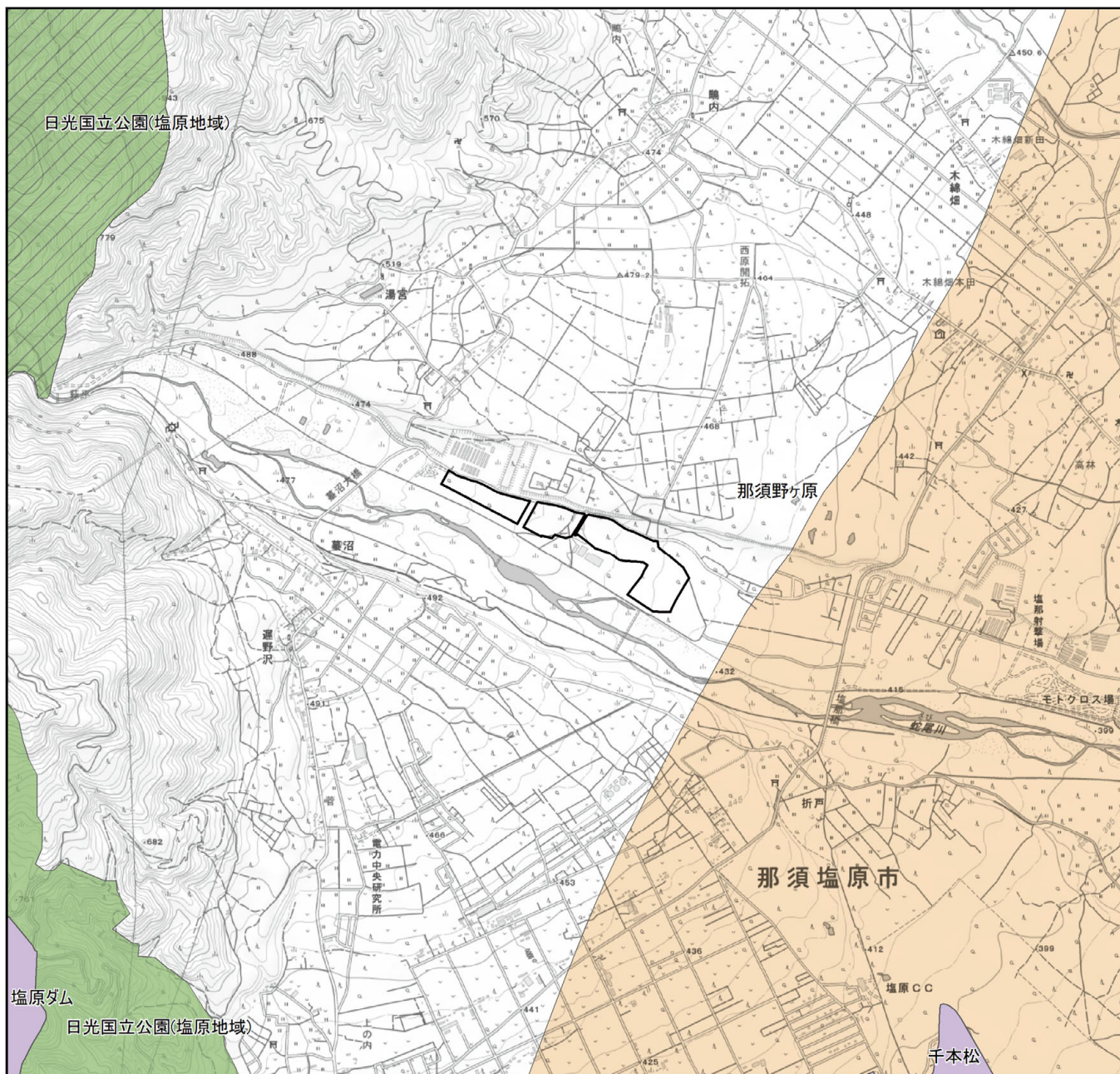
「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）に基づく風致地区に該当する地域は那須塩原市には存在しない。

⑥特別緑地保全地区

「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区に該当する地域は那須塩原市には存在しない。

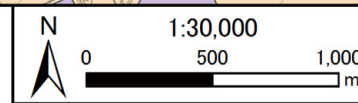
⑦保安林

「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）に基づく保安林は図 3.2-12 に示すとおりである。なお、事業実施想定区域は保安林に含まれていない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 国立公園 第3種特別地域
- 国立公園 普通地域、KBA保護地域
- 鳥獣保護区
- 重要里地里山



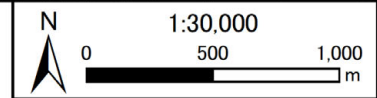
出典：「国土数値情報 自然公園地域データ」（国土交通省 HP）、
 「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和7(2025)年度）」（令和7年11月1日現在、栃木県）、
 「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP、閲覧：令和8年3月）より作成

図 3.2-11 自然環境保全に係る指定地域等の状況



凡例

- 事業実施想定区域
- 保安林



出典：「国土数値情報 森林地域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 3 月）より作成

図 3.2-12 保安林の指定状況

2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定の状況

(1) 大気汚染関係

① 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき、全国一律に定められている。大気汚染に係る環境基準を表 3.2-26 に、また、有害大気汚染物質については表 3.2-27 に示すとおりである。

表 3.2-26 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることでないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)、
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)、
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)、
 「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について(通知)」(環水大管発第2601301号)より作成

表 3.2-27 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)より作成

②大気汚染防止法

大気汚染に係る規制基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律 97 号）及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）により、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について排出基準等が定められている。

硫黄酸化物は、ばい煙発生施設において排出口から大気中に排出される量について、以下の式により算出した硫黄酸化物の量が規制されている。

この式における K 値は、「大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号」で定める地域ごとの K 値により規制され、那須塩原市では 17.5 となっている。

$$q=K \times 10^{-3} H e^2$$

q：いおう酸化物の許容量（Nm³/h）

K：大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの値

He：規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

また、「大気汚染防止法」の対象となる一般粉じん及びばい煙については、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

(2) 騒音関係

①環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）に基づき、地域のタイプの区分ごとに定められている。騒音に係る環境基準は表 3.2-28 に示すとおりである。

那須塩原市では表 3.2-29 に示すとおり騒音に係る環境基準の地域のタイプが指定されている。

また、道路に面する地域の騒音の環境基準を表 3.2-30 に、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値は表 3.2-31 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には用途地域の指定がないためCタイプに該当する。

表 3.2-28 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域のタイプ	環境基準	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

備考

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）より作成

表 3.2-29 那須塩原市における騒音に関する環境基準についての地域の指定

地域のタイプ	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	地域タイプA及びBを当てはめた地域以外の地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）

出典：「騒音に関する環境基準についての地域の指定について」（令和2年4月1日那須塩原市告示第102号）より作成

表 3.2-30 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-31 に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）より作成

表 3.2-31 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

環境基準	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70dB以下	65dB以下

備考

個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては、40dB以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）より作成

②規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準は、「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号）に基づき区域の区分ごとの規制基準を定められている。特定工場等において発生する騒音に関する基準を表3.2-32に、栃木県条例における特定工場等において発生する騒音に関する基準は表3.2-33に、特定建設作業の騒音に係る規制基準は表3.2-34に示すとおりである。

また、騒音規制法で定める特定施設は表3.2-35に、騒音に係る特定建設作業は表3.2-36に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、騒音規制法の規制基準は適用されないが、栃木県条例では、工業専用地域以外の地域に該当する。

なお、本事業は騒音規制法で定める特定施設には該当しない。

表 3.2-32 特定工場等において発生する騒音に関する基準

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	50dB	45dB	45dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

備考

第1種区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

第2種区域：同号に規定する第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域：同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：同号に規定する工業地域

ただし、第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号）、

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第103号）より作成

表 3.2-33 特定工場等において発生する騒音に関する基準（栃木県条例）

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
工業専用地域	75dB	70dB	60dB
工業専用地域以外の地域	65dB	60dB	50dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の地域	60dB	55dB	45dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-34 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日における 連続作業時間	同一場所におけ る連続作業期間	日曜・休日における作業
第1号区域*1	85dB	7時～19時	10時間以内	6日以内	禁止
第2号区域*2		6時～22時	14時間以内	6日以内	

備考

第1号区域：表 3.2-32 の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び、第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

第2号区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、1号区域以外の区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）、

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和 2 年 4 月 1 日 那須塩原市告示第 103 号）より作成

表 3.2-35 騒音規制法で定める特定施設

特定施設名		規制対象	
金属加工機械	圧延機械	合計 22.5kW 以上	
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン (ロール式)	3.75kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	
	せん断機	3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト (タンブラスト以外)	密閉式以外	
	タンブラー	すべて	
	切断機	砥石を用いるもの	
空気圧縮機及び送風機		7.5kW 以上	
土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい, 分級機		7.5kW 以上	
繊維機械		原動機を用いるもの	
建設用 資材製造機械	コンクリートプラント (気泡プラントを除く)	混練容量 0.45 m ³ 以上	
	アスファルトプラント	混練容量 200kg 以上	
穀物用製粉機 (ロール式)		7.5kW 以上	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	
	チップパー	2.25kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のご盤丸のご盤	製材用	15kW 以上
		木工用	2.25kW 以上
かんな盤	2.25kW 以上		
抄紙機		すべて	
印刷機械		原動機を用いるもの	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鍛造機械	鋳造型機	ジョルト式	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 346 号)、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号) より作成

表 3.2-36 騒音に係る特定建設作業

特定施設名		規制対象
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業		すべて
びょう打機を使用する作業		すべて
さく岩機を使用する作業		1 日 2 点間 50m 以内
空気圧縮機		15kW 以上
建設用 資材製造機械	コンクリートプラント	混練容量 0.45 m ³ 以上
	アスファルトプラント	混練容量 200kg 以上
バックホウ		80kW 以上
トラクターショベル		70kW 以上
ブルドーザー		40kW 以上

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 346 号)、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号) より作成

③要請限度

自動車騒音に係る要請限度は、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号）に基づき、指定区域ごとに定められている。自動車騒音の要請限度は表 3.2-37 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-37 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち2 車線以上車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

備考

- a 区域：騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る）
- b 区域：指定地域のうち、第2種区域（a 区域を除く）
- c 区域：指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）、

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第106号）より作成

(3) 振動関係

①規制基準

要請限度は、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）による特定工場等における振動の規制基準は表3.2-38に、栃木県条例における特定工場等において発生する振動の規制基準は表3.2-39に、特定建設作業に係る振動の規制基準を表3.2-40に、栃木県条例における特定建設作業に係る振動の規制基準は表3.2-41に示すとおりである。

また、振動規制法で定める特定工場等を表3.2-42に、振動に係る特定建設作業は表3.2-43に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、振動規制法の規制基準は適用されないが、栃木県条例では、工業専用地域以外の地域に該当する。

なお、本事業は振動規制法で定める特定施設には該当しない。

表 3.2-38 特定工場等における振動の規制基準

区域の区分	昼間 (8時～20時)	夜間 (20時～8時)
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域 (A)	65dB	60dB
第2種区域 (B)	70dB	65dB

備考

第1種区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第2種区域 (A)：同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第2種区域 (B)：同号に規定する工業地域

ただし、第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第104号）より作成

表 3.2-39 特定工場等において発生する振動に関する基準（栃木県条例）

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
工業専用地域	75dB	70dB	60dB
工業専用地域以外の地域	65dB	60dB	50dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の地域	60dB	55dB	45dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 栃木県条例第40号）より作成

表 3.2-40 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日における連続作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
第1号区域*1	75dB	7時～19時	10時間以内	6日以内	禁止
第2号区域*2		6時～22時	14時間以内	6日以内	

備考

第1号区域：表 3.2-38 の第1種区域、第2種区域(A)、第2種区域(B)のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

第2号区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、1号区域以外の区域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）より作成

表 3.2-41 特定建設作業に係る振動の規制基準（栃木県条例）

区域の区分	基準値	作業時間	1日における連続作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
工業専用地域	75dB	6時～22時	14時間以内	6日以内	禁止
工業地域以外の地域		7時～19時	10時間以内	6日以内	

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 栃木県条例第40号）より作成

表 3.2-42 振動規制法で定める特定工場等

特定工場等		規制対象
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	すべて
	せん断機	1kW以上
	鍛造機	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	37.5kW以上
圧縮機		7.5kW以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機		7.5kW以上
繊維機械		原動機を用いるもの
建設用 資材製造機械	コンクリートブロックマシン	2.95kW以上
	コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械	10kW以上
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて
	チップパー	2.2kW以上
印刷機械		2.2kW以上
ゴム練要又は合成樹脂練用のロール機		30kW以上
鋳造型機		ジョルト式

出典：「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号）、

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 栃木県条例第40号）より作成

表 3.2-43 振動に係る特定建設作業

特定建設作業	規制対象
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	すべて
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて
舗装版破碎機を使用する作業	1日2点間50m以内
ブレーカー	1日2点間50m以内

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）、

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 栃木県条例第40号）より作成

③要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）に基づき指定区域内における道路交通振動の限度を定めている。道路交通振動に係る要請限度は表 3.2-44 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-44 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考

第1号区域：表 3.2-38 の第1種区域

第2号区域：表 3.2-38 の第2種区域(A)、第2種区域(B)

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）、

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」

(昭和52年8月24日 栃木県告示第715号) より作成

(4) 悪臭

① 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)では、事業活動に伴って発生する悪臭物質を規制するため、規制地域内の全ての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制地域は、特定悪臭物質による規制と臭気指数による規制のどちらかの基準しか設けることができない。那須塩原市では、臭気指数の嗅覚測定法により規制されている。規制基準は表 3.2-45 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-45 悪臭防止法に係る規制基準

区域の区分	規制基準 (大気の臭気指数)
指数 15 区域	15
指数 18 区域	18

備考

第1号区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、及び工業専用地域等

第2号区域：用途地域のうち工業地域及び工業専用地域

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」(令和2年4月1日 那須塩原市告示第105号)より作成

(5) 水質汚濁

①環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき、全国一律に定められている。公共用水域では、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)及び生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。また、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等の有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」とされ指針値が設定されている。水質汚濁に係る健康項目の基準値を表3.2-46、生活環境項目の基準値は表3.2-47～表3.2-48に、要監視項目の指針値は表3.2-49に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、那珂川水系蛇尾川が類型指定されている。水域及び類型は表3.2-50及び図3.2-13に示すとおりである。

表 3.2-46 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表1人の健康の保護に関する環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より作成

表 3.2-47(1) 生活環境保全に係る環境基準（河川湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点は、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表1人の健康の保護に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）より作成

表 3.2-47(2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(1) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2,3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級、工業用水1級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする
3. 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行なうもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59）より作成

表 3.2-48(2) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く）水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59）より作成

表 3.2-48(3) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(4) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-49 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	クロロニトロフェン (CNP)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	ニッケル	-
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下*
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下		

注) PFOS 及び PFOA の合計値とする。

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日環水大発第 2506309 号）より作成

表 3.2-50 水域類型あてはめ（河川）

指定区分	水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	環境基準点
生活環境項目	那珂川	蛇尾川(流入する支川を含む)	A	イ	宇田川橋
水生生物保全項目	那珂川	蛇尾川(流入する支川を含む)	生物 A	イ	宇田川橋

注) 達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり。

- 「イ」：直ちに達成
- 「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」：5 年をこえる期間で可及的速やかに達成
- 「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況」（栃木県 HP、閲覧:令和 7 年 11 月）より作成

②排水基準

特定工場等からの排水は、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、栃木県では「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日栃木県条例40号）により規制基準が定められている。水質汚濁に係る排水基準のうち有害物質の項目については表3.2-51に、有害物質以外の項目については表3.2-52に示すとおりである。

また、栃木県では「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月28日栃木県条例第6号）により、工場又は事業場の種類に応じて上乘せ基準が定められているが、本事業はそれらに該当しないため上乘せ排水基準は適用されない。

表 3.2-51 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	栃木県生活環境の保全 等に関する条例
カドミウム及びその化合物	mgCd/L	0.03	0.1
シアン化合物	mgCN/L	1	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1	1
鉛及びその化合物	mgPb/L	0.1	0.2
六価クロム化合物	mgCR(VI)/L	0.2	0.1
砒素及びその化合物	mgAs/L	0.1	0.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mgHg/L	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと※	検出されないこと※
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	—
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	—
ジクロロメタン	mg/L	0.2	—
四塩化炭素	mg/L	0.02	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	—
チウラム	mg/L	0.06	—
シマジン	mg/L	0.03	—
チオベンカルブ	mg/L	0.2	—
ベンゼン	mg/L	0.1	—
セレン及びその化合物	mgSe/L	0.1	—
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mgB/L	10
	海域に排出されるもの	mgB/L	230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mgF/L	8
	海域に排出されるもの	mgF/L	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	mg/L	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	—

備考

1. 測定点は、特定工場等の排水口（排水を排出する場所をいう。）とする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成17年1月31日栃木県規則第1号）より作成

表 3.2-52 水質汚濁に係る排水基準（有害物質以外）

項目		単位	一律排水基準 (法指定)	栃木県生活環境の保全 等に関する条例
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	—	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出されるもの	—	5.0~9.0	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)		mg/L	160(120)	25(20)
化学的酸素要求量 (COD)		mg/L	160(120)	25(20)
浮遊物質 (SS)		mg/L	200(150)	50(40)
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30	10
フェノール類含有量		mg/L	5	1
銅含有量		mg/L	3	3
亜鉛含有量		mg/L	2	5
溶解性鉄含有量		mg/L	10	3
溶解性マンガン含有量		mg/L	10	3
クロム含有量		mg/L	2	2
大腸菌群数		CFU/mL	(800)	(800)
窒素含有量		mg/L	120(60)	—
燐含有量		mg/L	16(8)	—
弗素含有量		mg/L	—	—

備考

1. 測定点は、特定工場等の排水口(排水を排出する場所をいう。)とする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル(栃木県は30立方メートル)以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

注) () は日間平均

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成17年4月1日 栃木県規則第1号)より
作成

(6) 地下水汚染関係

①環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）により29項目について設定されている。また、クロロホルム等有機化学物質、農薬等25項目が「要監視項目」とされ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3.2-53に示すとおりである。

表 3.2-53 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン*5	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 注) () は日間平均

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）より作成

②指針値

地下水の水質汚濁は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和7年6月30日 環水大水発第2506309号）により指針値が定められている。クロロホルム等有機化学物質、農薬等25項目が要監視項目とされ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る要監視項目の指針値は表3.2-54に示すとおりである。

表 3.2-54 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下		

注)PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和7年6月30日 環水大水発第2506309号）より作成

(7) 地盤沈下

栃木県では地下水採取規制地域として、「工業用水法」（昭和31年6月11日 法律第146号）における指定区域及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成16年10月14日 栃木県条例第40号）における指定区域において、指定揚水施設を設置し地下水を採取する場合に届出が必要とされている。

なお、本事業では届出が必要な指定揚水施設は設置しない。

(8) 土壌汚染

①環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準は29項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2-55に示すとおりである。

表 3.2-55 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)より作成

②規制基準

「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)における指定区域に係る特定有害物質とその指定基準を表3.2-56に示す。土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査により指定基準に適合しない区域は要措置区域と形質変更時要届出区域に分類される。那須塩原市では形質変更時要届出区域が1箇所指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲には該当しない。

表 3.2-56 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

分類	特定有害物質の種類	地下水の摂取などによるリスク	直接摂取によるリスク
		土壤溶出量基準 (mg/L 以下)	土壤含有量基準 (mg/kg 以下)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002	—
	四塩化炭素	0.002	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.01	—
	ベンゼン	0.01	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	45 以下
	六価クロム化合物	0.05	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアン)
	水銀及びその化合物	0.0005	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1	4,000 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003	—
	チウラム	0.006	—
	チオベンカルブ	0.02	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物 ^{※1}	検出されないこと	—

備考

1. 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)より作成

(9) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づく環境基準は、大気、水質、水底の底質、土壤にそれぞれ定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-57 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壤
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 境庁告示第 68 号）より作成

3) 災害防止に係る指定地域等の状況

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

事業実施想定区域及びその周囲には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日 法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが指定されている。事業実施想定区域及びその周囲の指定区域は図 3.2-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域外の北側の斜面に 2 箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定され、北西側約 0.7km には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。

(2) 砂防三法指定区域（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）

事業実施想定区域及びその周囲には「砂防法」（明治30年3月30日 法律第29号）、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日 法律第30号）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第57号）に基づき、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されている。事業実施想定区域及びその周囲の指定区域は図 3.2-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域外の南側には蛇尾川に砂防指定地（那珂川）が指定され、西北西側約 1.5km には急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

4) 景観計画

(1) 那須塩原市景観条例

① 良好な景観の形成に関する方針

那須塩原市では、緑豊かな自然と美しい景観を守り育て、後世に引き継ぐため、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、「那須塩原市景観計画」*と「那須塩原市景観条例」（平成 21 年那須塩原市条例第 29 号）が平成 22 年 4 月に施行されている。

景観計画とは、良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域として定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準等を定めたものである。この景観計画区域において、一定規模以上の建築物や工作物等の建築等を行う場合には届出が必要であり、その届出の内容は、景観形成基準に適合したものでなければならない。

那須塩原市景観計画では、市内全域を景観計画区域と定められているため、事業実施想定区域及びその周囲も景観計画区域に該当する。

那須塩原市の土地利用の状況から見た景観構造は、拠点景観、軸景観、ゾーンに分類されている。事業実施想定区域は集落・農業ゾーンに該当する。景観構造に基づく景観形成方針を表 3.2-58 に、景観形成方針図を図 3.2-15 に示す。

※現在は改訂版「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市)が策定されている。

表 3.2-58 景観構造に基づく景観形成方針

名称		景観形成方針
拠点景観		・ JR 駅やインターチェンジ等の交通拠点において市の玄関口としての顔をつくるため、整った街並みの形成や、良好な眺望を確保し、賑わい等の魅力を創出していく。
軸景観		・ 本市の主要な道路については、沿道緑化や街並みの形成に努めていく。また、特に主要な道路のうち、主要地方道大田原高林線、国道 400 号等の道路については、木々に覆われ、トンネル状に緑が連続する独特の景観を保全していく。 ・ 那珂川、箒川等主要な河川の水辺は、市民にやすらぎやうるおいを与える要素として、緑の保全、創出や近接性を高めていく。
ゾーン	市街地	・ JR 駅周辺では、多くの人々が交流する中心的な市街地として、賑わいや活気ある景観を形成していく。 ・ 市街地の大部分を占める住宅地については、市街地を囲む田園風景との調和、緑のネットワークの形成を一体的に進め、風格ある、緑豊かな景観を形成していく。 ・ 工場等の産業施設については、低層で緑豊かな周辺環境との調和に配慮していく。
	集落・農業	・ 本市の生産基盤を担う農地等の土地利用を維持し、優良農地及び平地林が織り成す、那須野が原ならではの景観を形成していく。
	山間・観光	・ 多くの集客を有する各観光施設等を、まちなかの目印（ランドマーク）として位置づけるほか、周辺の緑あふれる自然的な風景との調和を乱さないように配慮していく。また、塩原、板室等の温泉地については、落ちついた風情の保全とともに、人々の交流の拠点となるような賑わいを演出していく。

注) 網掛けは事業実施想定区域が該当するエリア

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市)より作成



図 3.2-15 景観構造に基づく景観形成方針図

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市)より作成

②行為の制限に関する規定

a. 届出対象行為

景観計画では、「景観法」第 16 条第 1 項の規定により、「景観計画区域」(那須塩原市全域)において、行為の制限に関する規定が設定され、市長への届出が必要となっている。景観計画区域の行為の制限に関する事項は表 3.2-59 に、工作物の届出対象行為は表 3.2-60 に示すとおりである。

本事業は、表 3.2-59 の「都市計画法に定める開発行為」に該当する。

表 3.2-59 行為の制限に関する事項

届出対象行為の項目	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 13m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	表 3.2-60 のとおり
都市計画法に定める開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000 m ² (1ha) を超えるもの

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市)より作成

表 3.2-60 工作物の届出対象行為

届出対象行為の項目	届出対象規模
さく、塀、垣（生け垣を除く）、擁壁等	高さ 5m超
煙突、排気塔等	高さ 13m超
高架水槽、冷却塔、物見塔等	
広告塔、広告板等	
記念塔、彫像、記念碑等	
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、電波塔等	高さ 15m超
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 15m超
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	高さ 13m超 築造面積 1,000 m ² 超
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市) より作成

b. 規制又は措置の基準

景観計画では、「景観法」第 8 条第 3 項第 2 号の規定により、建築物の建築等、工作物の建設等に関する規制又は措置の基準が設定されている。また、「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為に関する規制又は措置の基準が設定されている。工作物の規制又は措置の基準を表 3.2-61 に、開発行為の基準は表 3.2-62 に示すとおりである。

本事業は、工作物及び開発行為にかかる規制・措置基準が適用される。

表 3.2-61 規制又は措置の基準（工作物）

区分	基準
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。 空調機や配水管などの設備が露見しないように覆い隠す工夫を行うこと。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。
材料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。 工作物に附帯する広告物は、本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市) より作成

表 3.2-62 規制又は措置の基準（開発行為）

区分	基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。 ・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 10 月、那須塩原市)より作成

③景観形成重点地区

「景観計画区域」のうち、地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる区域は「景観形成重点地区」として指定されている。景観形成重点地区の区域は、国道 400 号と矢板那須線沿線（ふるさと街道）、黒磯田島線沿線、大田原高林線・黒磯板室インター線沿線の各道路端から両側 50m が設定されている。

事業実施想定区域は最寄りの矢板那須線から約 800m 離れていることから景観形成重点区域には該当しない。

3.2.7 その他の事項

1) 都市計画関連計画

(1) 第2次那須塩原市総合計画後期基本計画

平成17年1月に誕生した那須塩原市は、「新市建設計画」を踏まえ、「第1次那須塩原市総合計画」を平成19年に策定し、計画期間の満了に伴い、市政運営の総合的かつ基本的な指針となる「第2次那須塩原市総合計画」が平成29年に策定された。現在は令和3年に改訂され、平成29年から令和9年までが計画期間となっている。計画では、市の将来像として「人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を掲げ、平成29年度から令和4年度までの前期基本計画の終了後は社会経済環境の変化や市の現状を踏まえ、令和5年から令和9年までを計画期間とした「那須塩原市総合計画後期基本計画」を令和4年12月に策定している。後期基本計画ではコロナ禍で浮き彫りになった課題や知見を踏まえ、「ニューノーマル（新たな社会）」、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」、「ゼロカーボン」、「県北拠点づくり」の4つを重点推進テーマに設定し、将来像を実現するための計画としている。重点推進テーマ及び後期基本計画の施策体系は表3.2-63に示すとおりである。

表 3.2-63 重点プロジェクト及び後期基本計画の基本政策

将来像	基本政策	施策
人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原	1. 豊かな自然と共に生きるために	①脱炭素を実現する ②気候変動影響に適応する ③自然環境を保全する ④資源を有効に活用する
	2. まちの安全安心を守るために	①災害に対する備えを強化する ②暮らしの安心感を高める
	3. 誰もが生き生きと暮らすために	①地域福祉を充実させる ②障害者福祉を充実させる ③高齢者支援を充実させる ④男女共同参画社会を実現させる
	4. 快適で便利な生活を支えるために	①計画的な土地利用を推進する ②良好な生活空間を提供する ③公共交通の利便性を高める ④道路の利便性を高める ⑤安全で安心な水道サービスを持続する ⑥持続的・効果的な下水処理サービスを提供する
	5. 地域の力と交流を生み出すために	①市民協働による地域づくりを推進する ②姉妹都市交流・国際交流を推進する ③中心市街地を活性化させる
	6. まちの活力を高めるために	①農林業を活性化させる ②畜産業を活性化させる ③商工業を活性化させる ④観光を活性化させる ⑤雇用環境を整備する ⑥農観商工の連携を強化する
	7. 未来を拓く心と体をはぐくむために	①子育て環境を充実させる ②学校教育を充実させる ③学校教育環境を整備する ④健全な青少年を育成する ⑤生涯学習を充実させる ⑥文化・芸術環境を充実させる ⑦生涯スポーツを充実させる
	8. まちの持続的発展のために	①安定した行政経営を推進する ②多様化する市民ニーズに対応する ③地域の魅力を高める ④DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する
【重点推進テーマ】 ①ニューノーマル(新たな社会) ②デジタル・トランスフォーメーション(DX) ③ゼロカーボン ④県北拠点づくり		

出典：「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」(令和4年12月、那須塩原市)より作成

(2) 那須塩原市都市計画マスタープラン

那須塩原市では、「那須塩原市都市計画マスタープラン」の上位計画として「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」と栃木県が定める「那須塩原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域のマスタープラン）」が策定されている。

上位計画等との整合を図りながら那須塩原市の都市計画に関する基本方針として、現在では目標年次を令和26年度とする「那須塩原市都市計画マスタープラン」を策定している。マスタープランでは都市づくりの将来像を、「人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」とし、実現に向けて4つの都市計画の目標と、まちづくりの方向性が設定されている。那須塩原市都市計画マスタープランの位置付けを図3.2-16に、都市づくりの基本方針は表3.2-64に示すとおりである。

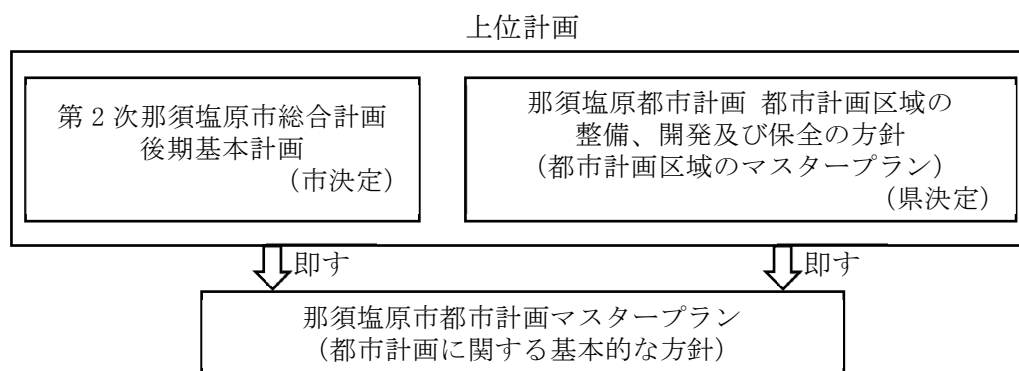


図 3.2-16 那須塩原市都市計画マスタープランの位置付け

出典：「那須塩原市都市計画マスタープラン」（令和7年3月、那須塩原市）より作成

表 3.2-64 都市づくりの基本方針

将来像	都市計画の目標		まちづくりの方向性
人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原	メリハリのあ るコンパクト な都市づくり	都市機能の活用と強化により拠点性を高めるとともに、その周辺のまちなかへの居住(集住)の誘導を促進し、誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくりを進める。	地域の力と交流を生み出すために
			まちの活力を高めるために 効率的・効果的な行政運営のために
	利便性の高い交通ネットワークを有する都市づくり	計画的な道路網の整備を進めるとともに、公共交通の利便性の維持向上を図り、総合的な交通体系を構築し、誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくりを進める。	誰もが生き生きと暮らすために
			快適で便利な生活を支えるために
安全安心な都市づくり	安全で安心して暮らすことができるよう、地域災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、復旧・復興などを可能とする災害に強い都市づくりを進める。	まちの安全安心を守るために 誰もが生き生きと暮らすために 未来を拓く心と体を育むために	
先進的な環境取組による持続可能な都市づくり	ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの取組により持続可能な都市づくりを進める。	豊かな自然と共に生きるために まちの持続的発展のために 新技術を活用した人にも環境にもやさしいスマートなまちの実現のために	

出典：「那須塩原市都市計画マスタープラン」（令和7年3月、那須塩原市）より作成

2) 環境関連計画

(1) 栃木県環境基本計画

栃木県では、「栃木県環境基本条例」（平成8年3月、栃木県条例第2号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るため「栃木県環境基本計画」を平成11年3月に策定している。現在の計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としている。計画では、令和12年度における将来像として、「～環境の保全と利活用により、持続的な地域活性化につなげていく～「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」」を掲げ、4つの基本目標を掲げ環境に関する施策を展開することとしている。栃木県環境基本計画における基本目標・施策項目は、表3.2-65に示すとおりである。

表 3.2-65 栃木県環境基本計画における基本目標・施策項目

将来像	基本目標	施策項目
とちぎ・育て・活かす、環境立県	1. 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	①温室効果ガスの排出削減 ②気候変動への適応
	2. 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	①分散型エネルギーの自立化 ②エネルギー需給体制の強靱化
	3. 良好な生活環境が保全された「とちぎ」	①大気環境の保全 ②水環境の保全 ③土壌・地盤環境の保全 ④騒音・振動・悪臭の防止 ⑤資源循環の推進
	4. 人と自然が共生する「とちぎ」	①地域の生態系の保全 ②森林・みどりづくり活動の推進 ③自然の利活用・環境整備 ④野生鳥獣の適正管理 ⑤外来種対策の推進

出典：「栃木県環境基本計画（改定・追補版）」（令和5年3月、栃木県）より作成

(2) 第2期那須塩原市環境基本計画

那須塩原市では、「那須塩原市環境基本条例」（平成17年1月1日 那須塩原市条例第146号）に基づき「第1期那須塩原市環境基本計画」を平成20年3月に策定している。

「第1期那須塩原市環境基本計画」の計画期間満了に伴い、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ「第2期那須塩原市環境基本計画」を平成29年に策定した後、令和8年3月に計画を改定し、目標達成状況の管理、各施策の進捗管理や効果検証を実施するに当たり、5年間のモニタリング期間を確保するため、改定前の計画期間である平成29年度～令和9年度を令和12年度まで延長している。

計画改定の背景として、那須塩原市では令和5年9月に、「ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）」、「カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」、「サーキュラーエコノミー（循環社会への移行）」の3つを柱として、「持続可能な環境都市」の実現を目指し、「2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～」を宣言している（「ネイチャーポジティブ宣言」）。「ネイチャーポジティブ宣言」の概要は図3.2-17に示すとおりである。

また、改定された計画では、将来像として「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」を実現するため、5つの環境項目を設定し、環境項目ごとに望ましい環境像を定めている。那須塩原市環境基本計画における計画の展開は表3.2-66に示すとおりである。

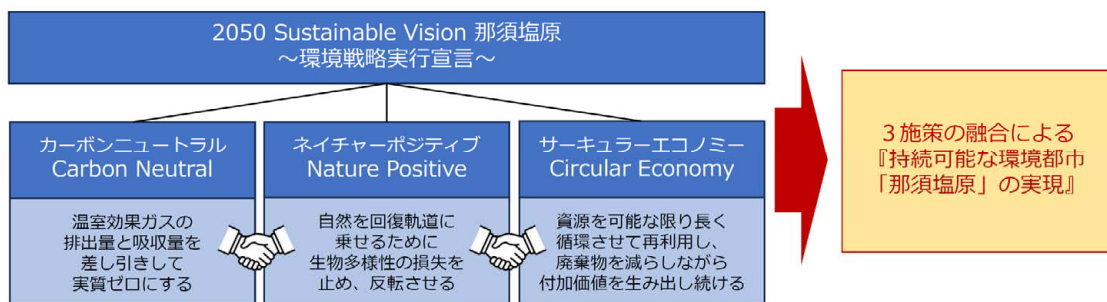


図 3.2-17 「ネイチャーポジティブ宣言」の概要

表 3.2-66 那須塩原市環境基本計画における計画の展開

将来像	環境項目	望ましい環境像	基本施策
人と自然が調和し みんなのでつくる 持続可能なまち 那須塩原	1 自然環境の保全	市民が幸せに地域が元気になるネイチャーポジティブなまち	①生物多様性の回復と保全 ②生態系サービスの活用による付加価値の創出 ③多様な主体による参画と貢献
	2 気候変動影響への対応	市民一人ひとりの力で未来を拓くカーボンニュートラルなまち	①温室効果ガスの排出量削減(緩和策) ②気候変動による被害の回避・軽減(適応策) ③市民や企業による参画
	3 循環型社会の構築	サーキュラーエコノミーで付加価値を生むまち	①環境負荷の低減と、地域内経済循環による付加価値の創出
	4 生活環境の保全	環境と経済が調和し心豊かに暮らせるまち	①安全・安心な市民生活の実現
	5 快適環境の保全	快適空間で人がつながる魅力あふれるまち	①安全・安心で快適なメリハリのあるまちづくり ②景観の保全

出典：「第2期那須塩原市環境基本計画【改定版】」（令和8年3月改正、那須塩原市）より作成

(3) 那須塩原市生物多様性地域戦略

那須塩原市では、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」や令和 12(2030)年のネイチャーポジティブ実現に向けた道筋を示した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標達成に向け、生物多様性基本法第 13 条に基づく位置づけとして、令和 6 年 5 月に「那須塩原市生物多様性地域戦略～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～」を策定している。

本戦略は、計画期間を令和 6 年度から令和 12 年度までとし、図 3.2-18 に示す基本戦略とそれを達成するための目標が示されている。

本事業は、基本戦略の「1. 健全な生態系の保全」の「目標 2」に示されている OECM 又は自然共生サイトへの登録や「3. 市民と企業による参画と貢献」の「目標 2」に示されている環境保全活動を実施することを検討する等の取組みを行う方針である。

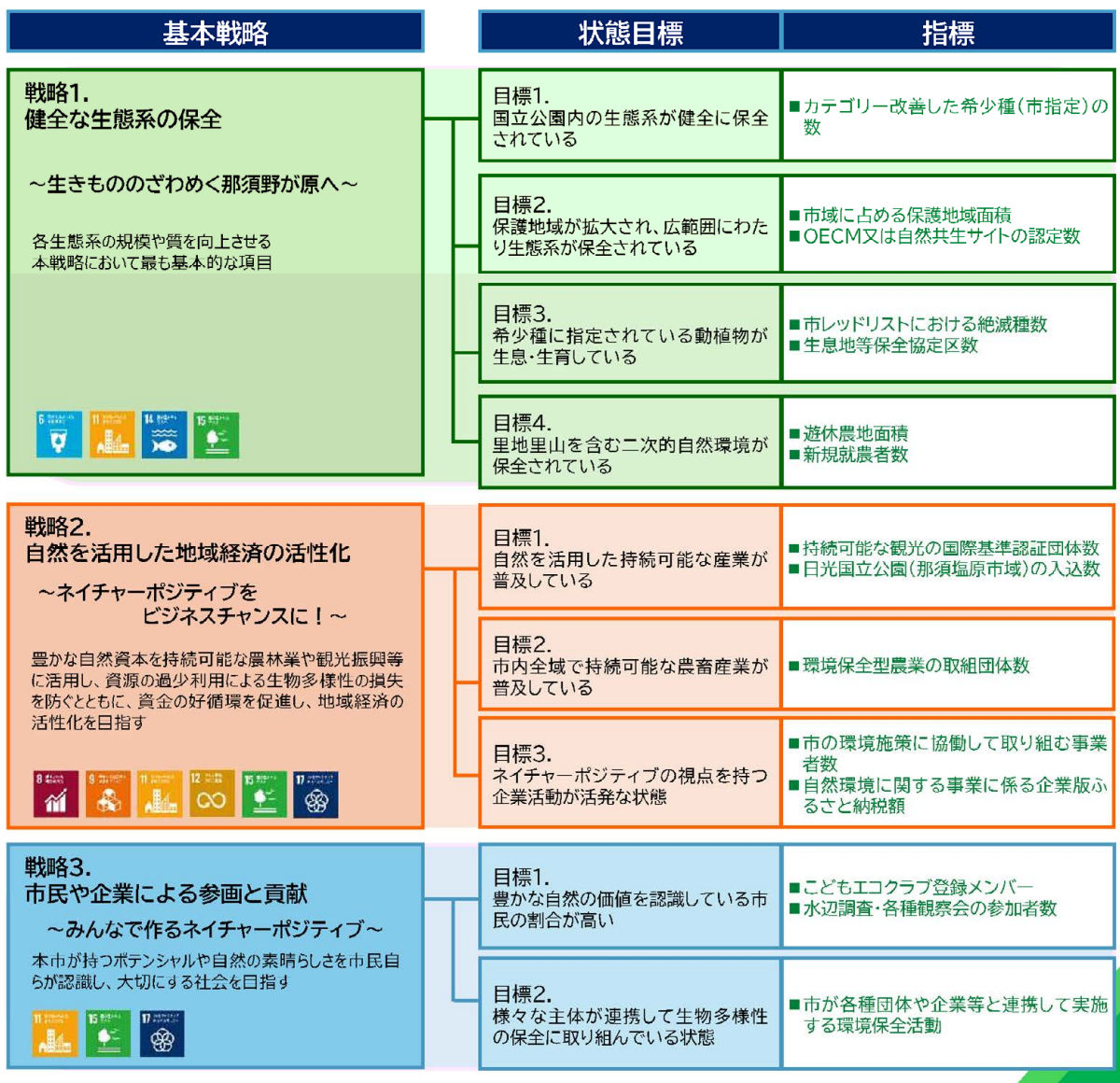


図 3.2-18 生物多様性地域戦略の施策体系

出典：「那須塩原市生物多様性地域戦略～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～」(概要版)

3) 気候変動対策計画

(1) 栃木県気候変動対策推進計画

栃木県では、「栃木県気候変動対策推進計画」を令和3年3月に策定し、「抑えよう温暖化！ 備えよう気候変動！ ～強みを活かして持続可能な社会を目指す～」を基本理念とし、2050年カーボンニュートラル実現を目指す「緩和策」と県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる「適応策」を推進している。また、重点プロジェクトとして、基本理念の実現に向けて長期的かつ継続的に取り組むべきものや、令和7年度までに重点的・優先的に取り組むべき施策を「地域で活かす再生可能エネルギープロジェクト」、「気候変動重点適応プロジェクト」、「2050年カーボンニュートラル実現に向けた県庁率先取組プロジェクト」として設定している。栃木県気候変動対策推進計画の施策は表3.2-67に示すとおりである。

表 3.2-67 栃木県気候変動対策推進計画の施策

区分	気候変動対策
2050年カーボンニュートラル実現を目指す「緩和策」	1. 温室効果ガス排出削減のさらなる取組
	2. 地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大
	3. 森林吸収源対策の推進
	4. 県庁における率先的な取組の推進
県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる適応策	1. 分野別取組の着実な実施
	2. 県気候変動適応センターを中核とした適応の推進
	3. 本県の強みを活かす適応策・適応ビジネス等の促進
【重点プロジェクト】 ①地域で活かす再生可能エネルギープロジェクト 地域の脱炭素化とエネルギー強靱化を両立する再生可能エネルギーの導入拡大等を推進する ②気候変動重点適応プロジェクト 気候変動に適応した持続可能な「とちぎ」を目指す分野別取組を推進する ③2050年カーボンニュートラル実現に向けた県庁率先取組プロジェクト 県庁が使用する電力のグリーン化を目指す、省エネルギー対策のさらなる加速化を図る	

出典：「栃木県気候変動対策推進計画」（令和5年3月改訂、栃木県）

(2) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する栃木県基準

栃木県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日 法律第117号）に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する栃木県基準」が令和6年3月に策定されている。再生可能エネルギーは、最大限の導入が求められているが、地域を豊かにする一方で、景観への影響・自然環境への影響・生活環境への影響・災害等といった様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全等への配慮が必要となっていることから、栃木県内の市町が適切に再生可能エネルギーの促進区域を設定できるよう基準（県基準）を定めている。県基準の位置づけを図3.2-19に、促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域は表3.2-68に示すとおりである。

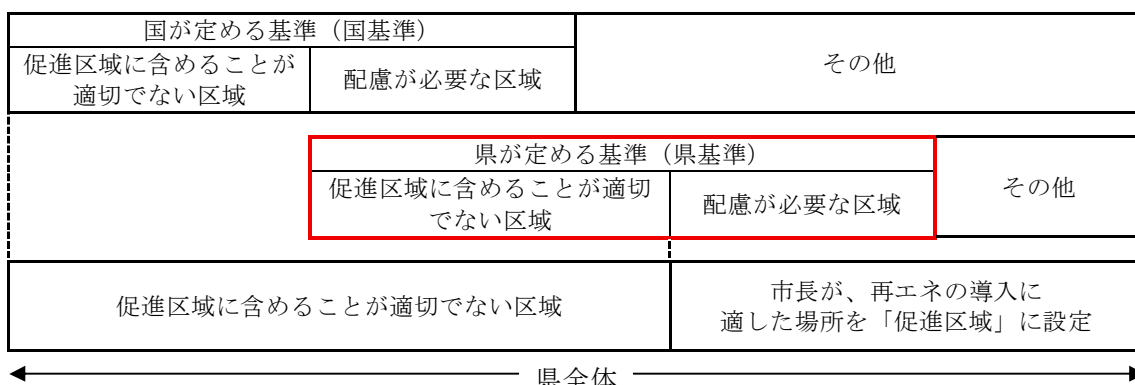


図 3.2-19 県基準の位置づけ

出典：「栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」（令和6年3月、栃木県）

表 3.2-68 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（太陽光発電）

関係法令等	区域の名称	理由
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の監視地区	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等に一定の配慮が求められる区域であるため
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区以外）	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため
農地法	第2種農地 第3種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため
河川法	河川保全区域	河川管理施設の保全に必要な区域であるため
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えずに保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため

出典：「栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」（令和6年3月、栃木県）

(3) 那須塩原市気候変動対策計画

那須塩原市では、令和4年3月に「那須塩原市気候変動対策計画」を策定し、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」と「2030年度までに、2013年度比で温室効果ガス排出量の50%削減」を目標に掲げ、温室効果ガス排出量削減のための「緩和策」と身近で起こりうる気候変動影響へ対応する「適応策」を一体的に推進している。

また、目標年の令和12年に向けて、重点的・優先的に取り組む重点プロジェクトとして、「地域新電力の設立」、「脱炭素先行地域の構築」、「運輸部門からの温室効果ガス排出削減対策」、「気候変動の影響の把握と理解促進」の4つを設定し、取組による計画の実質的な成果を出すことを目標としている。那須塩原市気候変動対策計画の施策及び目指す方向性は表3.2-69に示すとおりである。

表 3.2-69 那須塩原市気候変動対策計画の施策体系及び目指す方向性

区分	施策体系	目指す方向性
緩和策	エネルギーの脱炭素化と省エネの促進	・再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの脱炭素化 ・省エネルギー対策の普及 ・エネルギーの地産地消
	環境負荷の小さな交通への転換	・環境にやさしく利用しやすい交通体系の形成 ・ゼロカーボン・ドライブ*の実施
	持続可能な資源循環の取組の推進	・ごみの排出量の削減 ・資源の再使用や再生利用
	持続可能な脱炭素型まちづくりの推進	・「ここに住んでいけば生き延びられる」持続可能なまちの構築 ・脱炭素先行地域の構築 ・ゼロカーボンパークの推進による持続可能な観光地づくり
	脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換と定着	・脱炭素行動の重要性の認識によるライフスタイルやワークスタイルの転換・定着 ・環境負荷の小さな商品・サービスの提供・選択
	脱炭素経営の促進	・脱炭素に関連する新たな技術開発やビジネス創出 ・農業分野の脱炭素化
	森林等の吸収源の確保	・森林資源の循環利用 ・緑地の保全
適応策	自然災害による被害の防止・軽減	・市民の安全・安心を確保する自然災害対策の実施
	農業に及ぼす影響への適応	・地域の実情に合わせた早めの対策による生産性の維持・向上
	観光に及ぼす影響への適応	・観光客が安心・安全に旅行できる「持続可能な観光地づくり」の実現
	健康に与える影響の把握と軽減	・熱中症や節足動物（蚊やダニ等）が媒介する感染症等の健康被害の防止・軽減
	自然環境に及ぼす影響への適応	・自然環境や生物多様性の保全・再生 ・無降雨日数の増加や積雪量の減少により発生する渇水被害の軽減
【重点プロジェクト】 ①地域新電力の設立 ②脱炭素先行地域の構築 ③運輸部門からの温室効果ガス排出量削減対策 ④気候変動の影響の把握と理解促進		

※.ゼロカーボン・ドライブとは、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを使って発電した電力による電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)、又は燃料電池自動車(FCV)等の走行時にCO₂排出量がゼロのドライブのこと

出典：「那須塩原市気候変動対策計画」(令和4年3月 那須塩原市)